

# あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番 50 号  
株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

目 次

公平委規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第 1 号）  
..... 2

告 示

○平成 31 年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録につ  
いて（第 119 号） ..... 3

○一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第 120 号）  
..... 3

○空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務の委託について  
（第 121 号） ..... 3

○出納員および現金取扱員の委任等について（第 122 号） ..... 3

○都市計画の変更について（第 123 号） ..... 6

○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定  
介護予防サービス事業者の指定について（第 124 号） ..... 6

○指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指  
定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃  
止について（第 125 号） ..... 6

○道路の区域変更および供用開始について（第 126 号） ..... 7

○平成 30 年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第 127  
号） ..... 7

○平成 30 年度分介護保険料督促状の公示送達について（第 128 号）  
..... 7

○差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について（第 129  
号） ..... 7

○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置  
されていた自転車等の撤去および保管について（第 130 号）  
..... 7

○特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者の確認につ  
いて（第 131 号） ..... 8

○特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者の確認の辞退  
について（第 132 号） ..... 8

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第 133 号） ..... 8

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第 134 号） ..... 9

○指定地域密着型サービス事業者の廃止について（第 135 号）  
..... 9

○指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の  
指定について（第 136 号） ..... 9

○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の  
指定、休止および廃止について（第 137 号） ..... 9

○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の  
指定、変更および廃止について（第 138 号） ..... 10

○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者  
の廃止について（第 139 号） ..... 10

○国民健康保険税督促状の公示送達について（第 140 号） ..... 10

○平成 30 年度国民健康保険納税通知書の公示送達について（第  
141 号） ..... 10

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について  
（第 142 号） ..... 11

○特定計量器定期検査手数料の徴収事務の委託について（第 143  
号） ..... 11

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第 144 号） ..... 11

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第 6 号） ..... 11

選 管 告 示

○平成 31 年 4 月 17 日執行予定の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代  
の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙  
立会人の選任について（第 14 号） ..... 11

○公職選挙事務執行規程等の一部を改正する規程（第 15 号） ..... 12

○平成 31 年 4 月 21 日執行予定の秋田市議会議員一般選挙における  
候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時  
について（第 16 号） ..... 15

○平成 31 年 4 月 14 日執行予定の秋田市議会議員一般選挙において  
発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日  
時について（第 17 号） ..... 15

○平成 31 年 4 月 17 日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の任  
期満了による総選挙について（第 18 号） ..... 15

○選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 および 3 分の 1 の数につ  
いて（第 19 号） ..... 15

○平成 31 年 4 月 21 日執行の秋田市議会議員一般選挙について（第  
20 号） ..... 15

○平成 31 年 4 月 21 日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙  
運動に関する支出金額の制限額について（第 21 号） ..... 15

○平成 31 年 4 月 21 日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日  
前投票所について（第 22 号） ..... 15

○平成 31 年 4 月 21 日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日  
前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第 23 号） ..... 16

○平成 31 年 4 月 21 日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日  
前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第 24 号）  
..... 16

○平成 31 年 4 月 21 日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票  
所について（第 25 号） ..... 19

○平成 31 年 4 月 21 日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票  
所を閉じる時刻について（第 26 号） ..... 20

○平成 31 年 4 月 21 日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票

管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第27号）  
 .....21

○平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票の場所および日時について（第28号） .....26

○平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務について（第29号） .....26

○平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時について（第30号） .....26

○平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について（第31号） .....26

○平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者の変更選任について（第32号） .....27

○平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者の変更選任について（第33号） .....27

○平成31年 4月17日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙における当選人の住所および氏名について（第34号） .....27

○平成31年 4月17日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙における当選人への当選証書の付与について（第35号） .....27

○平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者の変更選任について（第36号） .....28

○平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者の変更選任について（第37号） .....28

○平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者の変更選任について（第38号） .....28

○平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙の当選人の住所および氏名について（第39号） .....28

選 挙 長 告 示

○平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所について（第1号） .....29

○平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第2号） .....29

○平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における候補者の届出について（第3号） .....29

孫選挙長告示

○平成31年 4月17日執行予定の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号） .....32

○平成31年 4月17日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第2号） .....32

○平成31年 4月17日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について（第3号） .....34

○平成31年 4月17日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第4号） .....34

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第4号） .....34

上下水道局告示

○指定排水設備工事業者の廃止について（第10号） .....34

○指定給水装置工事業者の指定について（第11号） .....35

○指定給水装置工事業者の指定について（第12号） .....35

○指定排水設備工事業者の指定について（第13号） .....35

公 告

○予防接種法に基づき実施する平成31年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について .....35

○都市計画の変更に関する図書の写しの送付について .....39

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について .....39

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について .....40

○第7次秋田市総合都市計画等策定業務委託の公募型プロポーザルの実施について .....40

○農用地利用集積計画の策定について .....41

○秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業の事業計画の変更について .....41

○秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業の事業計画（第四回変更）において定める施行地区および設計の概要を表示する図書の写しの縦覧について .....41

○秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業の事業計画の変更について .....42

○秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業の事業計画（第五回変更）において定める施行地区および設計の概要を表示する図書の写しの縦覧について .....42

公 平 委 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4月16日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表議会議務局の項中「課長補佐」を「課長補佐 副参事」に改め、同表市長の補助機関の項所属機関の項中

秋田市民交流プラザ管理室 プラザ管理室長 副参事	を
-----------------------------	---

秋田市民交流プラザ管理室 プラザ管理室長	に、
-------------------------	----

赤れんが郷土館 事務長	を
民俗芸能伝承館 事務長	
佐竹史料館 事務長 副館長	

「赤れんが郷土館  
事務長 副参事  
民俗芸能伝承館  
事務長 副参事  
佐竹史料館  
事務長 副参事」

に、

「市民相談センター  
所長 所長補佐」

を

「市民相談センター  
所長 所長補佐 副参事」

に、

「保育所  
河辺保育所長」

を

「保育所  
寺内保育所長」

に、

「中央卸売市場  
市場長 室長 副参事」

を

「中央卸売市場  
市場長 室長」

に改め、

同表教育委員会の項教育機関の項中

「教育研究所  
所長 副所長」

を

「教育研究所  
所長 副所長 副参事」

に改め、

同表選挙管理委員会事務局の項中「参事 副参事」を「参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 秋田市告示第119号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づ

き、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成31年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市告示第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

公益財団法人秋田市総合振興公社

理事長 菅 原 真

2 委託の期間

平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

## 秋田市告示第121号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

公益財団法人秋田市総合振興公社

理事長 菅 原 真

2 委託の期間

平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

## 秋田市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成31年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

課所室	委任事務
文書法制課	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務。情報公開・個人情報保護および特定歴史公文書等の利用に関する費用の徴収についての事務
財産管理活用課	財産管理活用課において取り扱う財産売払い収入、財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務および市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
市民税課	市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料、納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱う釣銭の出納保管に関する事務
資産税課	資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務



納税課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
特別滞納整理課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税、公課およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
地籍調査室	都市再生街区公共基準点謄本手数料の収納に関する事務
観光振興課	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の公衆電話使用料の収納に関する事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、餌やり体験収入および寄附金の収納に関する事務
秋田城跡歴史資料館	秋田城跡歴史資料館の観覧料の収納に関する事務。図書頒布等収入および釣銭の出納保管に関する事務
千秋美術館	美術館観覧料、図録頒布収入の収納に関する事務および釣銭の出納保管に関する事務
赤れんが郷土館	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、資料頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
民俗芸能伝承館	民俗芸能伝承館観覧料、使用料、旧金子家住宅使用料および資料頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御櫓檣、旧黒澤家住宅、如斯亭庭園の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務および釣銭の出納保管に関する事務
文化会館	文化会館使用料、公衆電話使用料、複写機等使用料および釣銭の出納保管に関する事務
スポーツ振興課	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設、附属地の使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務
生活総務課	地縁による団体の証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。公衆電話使用料の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。複写機使用料等の収納に関する事務
市民課	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
国保年金課	国民健康保険税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
後期高齢医療課	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
駅東サービスセンター	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
市民相談センター	計量検査手数料の収納に関する事務
北部市民サービスセンター	北部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料、その他歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。報償費に関する事務
金足地域センター	金足地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
西部市民サービスセンター	税、手数料、使用料その他の市の歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
新屋ガラス工房	新屋ガラス工房使用料、ガラス作品等売払収入、作品売払分配金、制作体験料収入、光熱水費等利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
河辺市民サービスセンター	河辺市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務

南部市民サービスセンター	南部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料、その他歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。報償費に関する事務
東部市民サービスセンター	東部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、交付手数料および諸収入の収納に関する事務、いきいき長寿業務に係る報償費に関する事務
中央市民サービスセンター	中央市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、複写機使用料等の収納および釣銭の出納保管に関する事務
岩見三内連絡所	岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料およびその他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
大正寺連絡所	大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
福祉総務課	災害援護資金貸付金元利収入の収納に関する事務。老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務
障がい福祉課	福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付金、老人保護費負担金、生活支援ハウス利用収入の収納および報償費に関する事務
保護第一課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
保護第二課	行旅人の旅費等に関する事務
介護保険課	介護保険料および滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
衛生検査課	抑留犬の返還に関する費用および抑留犬の飼養管理費の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
子ども総務課	母子父子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金、助産施設負担金、母子生活支援施設負担金および児童扶養手当の返還金の収納に関する事務
子ども育成課	児童館、児童センター、児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務。保育料および滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。各保育所の保育料の収納に関する事務
環境総務課	事業系ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
環境都市推進課	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
産業企画課	産業企画課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設および園芸振興センター内の6次産業化加工研修室の使用料の収納に関する事務
農業農村振興課	農業農村振興課における諸証明手数料の収納に関する事務
市場管理室	秋田市中央卸売市場および秋田市公設地方卸売市場の駐車場使用料等の収納に関する事務
園芸振興センター	加工研修室の使用料の収納に関する事務
公園課	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務。秋操近隣公園テニスコート使用料の収納に関する事務
都市総務課	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。土地売払収入の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
都市計画課	都市計画図等売払収入、屋外広告物等申請手数料の収納、屋外広告業登録申請手数料の収納および開発許可等申請手数料の収納に関する事務
建築指導課	建築確認申請手数料等の収納に関する事務
住宅整備課	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
会計課	有価証券の出納保管に関する事務
農業委員会事務局	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
教委・総務課	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
学事課	学校給食費の収納に関する事務
学校教育課	有価証券の出納保管に関する事務
生涯学習室	入札保証金の収納に関する事務
太平山自然学習センター	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
中央図書館明徳館	中央図書館明徳館の公衆電話利用料、複写機利用料およびマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の複写機利用料の収納に関する事務

新屋図書館	新屋図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務。新屋図書館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務。新屋図書館の複写機利用代金の収納に関する事務
秋田商業高等学校	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務。公衆電話使用料の収納に関する事務
御所野学院高等学校	秋田市立御所野学院高等学校の授業料および入学金の収納に関する事務。秋田市立御所野学院高等学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
美術大学附属高等学院	秋田公立美術大学附属高等学院の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務

秋田市告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年4月2日

秋田市長 穂 積 志

- 都市計画の種類および名称  
 秋田都市計画道路 3・4・10号 飯島相染線  
 秋田都市計画道路 3・4・33号 将軍野相染線
- 都市計画を変更した土地の区域  
 秋田市飯島字古道下川端、字砂田、字穀丁大谷地、飯島鼠田二丁目、飯島緑丘町、飯島美砂町、飯島松根西町、飯島松根東町、港北新町、土崎港相染町字沖谷地、字沼端、土崎港北一丁目、土崎港北四丁目、土崎港北五丁目、土崎港北六丁目、土崎港東一丁目、土崎港東三丁目、土崎港東四丁目、将軍野東一丁目、将軍野東二丁目、将軍野向山、外旭川字鳥谷場および外旭川字三後田地内
- 都市計画の縦覧場所  
 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成31年4月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社しき彩	ケアセンターしき彩	秋田市外旭川字三後田140番地	平成31年4月1日	訪問介護
株式会社グリーンリーフ	訪問看護ステーションつばめ	秋田市仁井田本町六丁目2番8号レジデンス関B棟101号室	平成31年4月1日	訪問看護、介護予防訪問看護
株式会社サクラエージェンシー	ケアサービス・サクラ	秋田市川尻上野町1番56号	平成31年4月1日	訪問介護

株式会社サクラエージェンシー	ケアプラン・サクラ	秋田市川尻上野町1番56号	平成31年4月1日	居宅介護支援
----------------	-----------	---------------	-----------	--------

秋田市告示第125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成31年4月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社木村建材店	株式会社木村建材店	秋田市河辺和田字和田37番地9	平成31年3月31日	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
株式会社サクラ・ケアサービス	ケアサービス・サクラ	秋田市川尻上野町1番56号	平成31年3月31日	訪問介護
株式会社Step by Step	株式会社Step by Step	秋田市山王二丁目11番42号 株式会社ライフサポート秋田2F	平成31年3月31日	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
有限会社福寿の会	福寿訪問介護事業所	秋田市飯島飯田二丁目9番28号	平成31年3月31日	訪問介護
医療法人わらべ会	ひがし稲庭クリニック療養通所介護センター	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	平成31年3月31日	地域密着型通所介護



株式会社 総合医療 福祉サー ビス	ケアセン ター矢留 の里	秋田市千秋 矢留町 6 番 25号	平成31年 3月31日	居宅介護支 援
株式会社 サクラ・ ケアサー ビス	ケアプラ ン・サク ラ	秋田市川尻 上野町 1 番 56号	平成31年 3月31日	居宅介護支 援
社会福祉 法人秋田 聖徳会	秋田聖徳 会 外 部 サービ ス 利用型特 定施設	秋田市旭南 一丁目 5 番 6 号	平成31年 3月31日	介護予防特 定施設入居 者生活介護

秋田市告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成31年 4月 5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域および供用開始の区間  
別紙のとおり
- 2 区域変更および供用開始の期日  
平成31年 4月 5日
- 3 縦覧期間  
平成31年 4月 5日から同月24日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

別紙

道路の 種 別	旧 新	路 線 名	起 終	点 点	総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	川原田前田線	秋田市河辺松測字行人塚33番 2	秋田市河辺北野田高屋字前田40番 2	1,671.40	2.60 ～ 12.00
	新	川原田前田線	秋田市河辺松測字行人塚33番 2	秋田市河辺北野田高屋字前田40番 2	1,671.40	2.60 ～ 12.00

秋田市告示第127号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年 4月 8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成30年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第128号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年 4月 8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成30年度分介護保険料督促状

秋田市告示第129号

次の差押調書（謄本）および配当計算書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年 4月 8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
(1) 住所 秋田市川尻御休町14番31号 イノセントハウスA  
203号  
氏名 増 村 恵  
(2) 住所 秋田市土崎港北二丁目 6 番 1 - 1 号  
氏名 小 関 辰 美
- 2 送達する書類  
(1) 差押調書（謄本） 1 通  
配当計算書 1 通  
(2) 差押調書（謄本） 1 通  
配当計算書 1 通

秋田市告示第130号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成31年 4月 9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等  
(1) 放置されていた場所および台数  
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台  
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日  
平成31年3月5日から同月26日まで

(3) 返還を行う時間および場所  
ア 時間 午前10時から午後7時まで  
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成31年4月9日から令和元年10月9日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第131号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項および第29条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者を次のとおり確認したので、同法第41条および第53条の規定により告示する。

平成31年4月9日

秋田市長 穂 積 志

1 特定教育・保育施設の種類、名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
保育所	あらやほいくえん	秋田市新屋扇町4番27号	学校法人横山学園
保育所	ぼんだ保育園	秋田市泉中央四丁目1番1号	株式会社ぼんだ保育園
認定こども園	幼保連携型認定こども園あおぞらなないろ園	秋田市四ツ小屋字中野258番地	社会福祉法人雄仁会
認定こども園	ならやま認定こども園	秋田市南通宮田16番30号	社会福祉法人榎山保育園
認定こども園	公益財団法人鉄道弘済会秋田認定こども園	秋田市手形休下町3番4号	公益財団法人鉄道弘済会
幼稚園	秋田幼稚園	秋田市高陽青柳町13番31号	学校法人秋田キリスト教学

			園
--	--	--	---

2 特定地域型保育事業の種類、名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称

事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
小規模保育事業	チェリッシュ保育園	秋田市茨島四丁目3番36号	合同会社CHERISH
小規模保育事業	シエル2号館	秋田市東通仲町21番14号	秋田ライフライン株式会社

3 1および2に掲げる施設等を確認した年月日  
平成31年4月1日

秋田市告示第132号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第36条および第48条の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第41条および第53条の規定により告示する。

平成31年4月9日

秋田市長 穂 積 志

1 特定教育・保育施設の種類、名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
保育所	あおぞら乳児園	秋田市御野場六丁目12番8号	社会福祉法人雄仁会

2 特定地域型保育事業の種類、名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称

事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
事業所内保育事業	すまいるほいくえん	秋田市御野場四丁目3番4号	医療法人正観会
小規模保育事業	ぼんだ保育園	秋田市泉中央四丁目1番1号	赤塚竜一

3 1および2に掲げる施設等が確認の辞退した年月日  
平成31年3月31日

秋田市告示第133号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
平成31年4月9日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

鹿野戸自治会

2 認可年月日

平成6年8月31日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 舟山義勝

秋田市雄和椿川字鹿野戸57番地



変更後 堀 井 伸 夫  
秋田市雄和椿川字鹿野戸17番地1

4 変更年月日  
平成31年3月24日

5 変更の理由  
役員改選による

**秋田市告示第134号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
平成31年4月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
本田自治会
- 2 認可年月日  
平成16年11月16日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 伊 藤 良 和  
秋田市雄和田草川字本田182番地  
変更後 佐 藤 浩  
秋田市雄和田草川字本田143番地1
- 4 変更年月日  
平成31年3月17日
- 5 変更の理由  
役員改選による

**秋田市告示第135号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定により告示する。  
平成31年4月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社KRKコーポレーション	デイサービスゆきわり草	秋田市川元むつみ町3番32号	平成31年4月14日	地域密着型通所介護

**秋田市告示第136号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。  
平成31年4月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社彩新	訪問介護和久	秋田市添川字境内川原166番地8	平成31年4月15日	訪問介護

株式会社KRKコーポレーション	サービス付き高齢者向け住宅ゆきわり草	秋田市川元むつみ町3番32号	平成31年4月15日	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
-----------------	--------------------	----------------	------------	-----------------------------

**秋田市告示第137号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。  
平成31年4月17日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
南秋調剤薬局土崎店	秋田市土崎港中央一丁目17番30号	平成31年3月1日
セントラル薬局南通店	秋田市南通宮田1番8号	平成31年3月18日
ケアセンターしき彩	秋田市外旭川字三後田140番地	平成31年4月1日
ケアプラン・サクラ	秋田市川尻上野町1番56号	平成31年4月1日
ケアサービス・サクラ	秋田市川尻上野町1番56号	平成31年4月1日
訪問看護ステーションつばめ	秋田市仁井田本町六丁目2番8号 レジデンス関B棟101号	平成31年4月1日
サービス付き高齢者向け住宅ゆきわり草	秋田市川元むつみ町3番32号	平成31年4月15日

2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
東通介護支援センター	秋田市東通観音前1番2号	平成31年2月28日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
セントラル薬局南通店	秋田市南通宮田1番8号	平成31年3月17日
ケアプラン・サクラ	秋田市川尻上野町1番56号	平成31年3月31日
ケアサービス・サクラ	秋田市川尻上野町1番56号	平成31年3月31日
ケアセンター矢留の里	秋田市千秋矢留町6番25号	平成31年3月31日

ひがし稲庭クリニック療養通所介護センター	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	平成31年3月31日
福寿訪問介護事業所	秋田市飯島飯田二丁目9番28号	平成31年4月1日

**秋田市告示第138号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成31年4月17日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
長尾薬局御野場店	秋田市御野場新町四丁目7番25号	平成31年3月1日
セントラル薬局南通店	秋田市南通宮田1番8号	平成31年3月18日
ライフ薬局なかこうじ	秋田市中通二丁目2番7号 トラストワンビル214階	平成31年4月1日

2 変更

事業所名称	変更事項（開設者）	変更年月日
イオン薬局御所野店	旧 イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一	平成31年3月1日
	新 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美	
イオン薬局秋田中央店	旧 イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一	平成31年3月1日
	新 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美	
イオン薬局土崎港店	旧 イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一	平成31年3月1日
	新 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美	

市立秋田総合病院	旧	地方独立行政法人市立秋田総合病院 理事長 小松 眞史	平成31年4月1日
	新	地方独立行政法人市立秋田総合病院 理事長 伊藤 誠司	

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
長尾薬局御野場店	秋田市御野場新町四丁目7番25号	平成31年2月28日
セントラル薬局南通店	秋田市南通宮田1番8号	平成31年3月17日

**秋田市告示第139号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成31年4月17日

秋田市長 穂 積 志

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
佐藤 英朗	株式会社 フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	平成31年4月3日

**秋田市告示第140号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年4月19日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

**秋田市告示第141号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年4月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成30年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第142号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成31年 4月23日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：歯科矯正に関する医療

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
34	大村矯正歯科	秋田市榎山登町 2番33号	令和元年 5月1日

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
171	かんなり堂薬局フ ォンテ店	秋田市中通二丁 目8番1号 フォ ンテAKITA 402-1	令和元年 5月1日
172	ユーカリ薬局	秋田市飯島字長 山下128番地4	令和元年 5月1日

秋田市告示第143号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 4月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名  
秋田市川尻若葉町1番5号  
一般社団法人 秋田県計量協会  
会長 森 洋
- 2 委託契約期間  
令和元年 6月3日から同年12月27日まで

秋田市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成31年 4月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
松ヶ丘町内会
- 2 認可年月日  
平成11年 3月25日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 佐藤 恒夫  
秋田市寺内蛭根二丁目10番18号

変更後 白石 光 弘  
秋田市寺内蛭根二丁目4番19号

- 4 変更年月日  
平成31年 4月14日
- 5 変更の理由  
役員改選による

教 委 告 示

秋田市教委告示第6号

平成31年 4月5日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成31年 4月3日

秋田市教育委員会  
教育長 佐藤 孝 哉

付議案件  
平成31年度秋田市の教育について

選 管 告 示

秋市選管告示第14号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、平成31年 4月17日執行予定の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同条第7項の規定によりその住所および氏名を告示する。

平成31年 4月1日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

平成31年 4月17日執行予定

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙  
選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市柳田字川崎86番地1	鎌 田 正
	職 務 代理人	秋田市柳田字馬上田11番地	鎌 田 重 憲
	選 挙 立会人	秋田市広面字赤沼27番地	松 澗 健 一
	選 挙 立会人	秋田市柳田字石神41番地1	鎌 田 光 春
第 2 選挙区	選挙長	秋田市太平八田字八田187番地	鎌 田 諄
	職 務 代理人	秋田市太平八田字八田188番地1	木 村 昊
	選 挙 立会人	秋田市太平八田字八田7番地	永 井 英 夫
	選 挙 立会人	秋田市太平八田字八田181番地1	鎌 田 正 敏
	選挙長	秋田市太平目長崎字古町1番地3	佐々木 貞 助

第 3 選挙区	職 務	秋田市太平目長崎字目 長崎143番地 9	佐々木 英 久
	選 挙 立会人	秋田市太平中関字川原 101番地	櫻 田 善 悦
	選 挙 立会人	秋田市太平目長崎字上 目長崎220番地	嵯 峨 茂 雄
第 4 選挙区	選挙長	秋田市太平黒沢字稻荷 54番地	利 部 長 栄
	職 務	秋田市太平寺庭字寺庭 166番地	利 部 敏
	選 挙 立会人	秋田市太平山谷字十三 岱92番地	鈴 木 鉄 男
	選 挙 立会人	秋田市太平黒沢字野崎 66番地	渡 辺 兵太郎

秋田市選管告示第15号

公職選挙事務執行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年4月5日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

公職選挙事務執行規程等の一部を改正する規程

(公職選挙事務執行規程の一部改正)

第1条 公職選挙事務執行規程(昭和34年秋田市選管告示第29号)の一部を次のように改正する。

第11条の4の次に次の2条を加える。

(申請事項の変更)

第11条の5 第11条の3第2項の規定により証票の交付を受けた者は、同条第1項の証票交付申請書に記載した事項を変更しようとするときは、別記第6号様式の3による証票交付申請事項変更申請書を委員会に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第11条の6 第11条の3第2項の規定により証票の交付を受けた者は、法第143条第16項第1号の立札および看板の類を廃止したときは、速やかに別記第6号様式の4による廃止届を委員会に提出しなければならない。

2 前項の廃止届を提出する場合には、交付を受けた証票を返還しなければならない。

「平 「  
成

第2号様式中 を に改める。

年」 年」

「平 「

成

第2号様式の2中 を に、先」を て に改め

先」

年」 年」

る。

第2号様式の3および第2号様式の4中「平成 年」を「 年」に改め、「公職選挙法」の次に「(昭和25年法律第100号)」を加え、「宛先」を「あて先」に改める。

第2号様式の5中「平成何年何月何日」を「 年 月 日」に改める。

「公 「へ 「平 「

職 昭 成  
第3号様式中 選 の次に 和 を加え、 を に、  
挙 法」 二 十五年  
法」 十 五年  
法 律  
第 百 号  
号 )」

「宛 「あ  
先」を て に改める。  
先」

「公 「へ 「平 「  
職 昭 成  
第4号様式中 選 の次に 和 を加え、 を に  
挙 法」 二 十五年  
法 律  
第 百 号  
号 )」

改める。

第5号様式中「平成 年」を「 年」に改める。

第6号様式および第6号様式の2を次のように改める。

第6号様式(申請者が候補者等の場合における証票交付申請書)

証票交付申請書			
			年 月 日
(あて先) 秋田市選挙管理委員会委員長			
候補者等氏名 印			
住 所			
電 話 番 号			
職 業			
公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。			
記			
1 選挙の種類			
2 証票交付申請枚数 枚			
3 立札および看板の類を掲示する事務所の所在地ならびに事務所ごとの立札および看板の枚数に関する事項			
事務所の所在地	設置場所	枚 数	証票番号



第 6 号様式の 2 (申請者が後援団体の場合における証票交付申請書)

証票交付申請書

年 月 日

(あて先) 秋田市選挙管理委員会委員長

後 援 団 体 の 名 称 印  
代 表 者 の 氏 名  
主 たる 事 務 所 の 所 在 地  
電 話 番 号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 選挙の種類
- 2 推進し、又は支持する候補者等の氏名・住所・職業  
氏 名 職 業  
住 所
- 3 政治団体としての届出先
- 4 証票交付申請枚数 枚
- 5 立札および看板の類を掲げる事務所の所在地ならびに事務所ごとの立札および看板の枚数に関する事項

事務所の所在地	設置場所	枚 数	証票番号

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は 枚です。

年 月 日 候補者等の氏名 印

第 6 号様式の 2 の次に次のように加える。  
第 6 号様式の 3 (証票交付申請事項変更申請書)

証票交付申請事項変更申請書

年 月 日

(あて先) 秋田市選挙管理委員会委員長

候 補 者 等 氏 名 又 は  
後 援 団 体 の 名 称 印  
お よ び 代 表 者 氏 名  
住 所 又 は 主 たる  
事 務 所 の 所 在 地  
電 話 番 号

公職選挙事務執行規程(昭和34年秋田市選管告示第29号)第11条の3の規定に基づき、年 月 日付け証票交付申請書の記載事項を変更したいので、同規程第11条の5の規定により、次のとおり申請します。

申請済の選挙の種類	<input type="checkbox"/> 市 長	<input type="checkbox"/> 市 議 会 議 員
変更事項	<input type="checkbox"/> 候補者等に関する事項 <input type="checkbox"/> 後援団体に関する事項	
	<input type="checkbox"/> 事務所の所在地等に関する事項	
	<input type="checkbox"/> 選挙の種類に関する事項	
変更年月日	年 月 日	

変更内容	新	旧	備 考

※ 変更事項が「事務所の所在地等に関する事項」の場合には、備考欄に、変更に係る証票番号を記入してください。

第 6 号様式の 4 (廃止届)

廃止届

年 月 日

(あて先) 秋田市選挙管理委員会委員長

候 補 者 等 氏 名 又 は  
後 援 団 体 の 名 称 印  
お よ び 代 表 者 氏 名  
住 所 又 は 主 たる  
事 務 所 の 所 在 地  
電 話 番 号

公職選挙事務執行規程(昭和34年秋田市選管告示第29号)第11条の6の規定により、立札および看板の類の廃止について次のとおり届け出るとともに、交付を受けた証票を返還します。

推薦し、又は支持する候補者等の氏名	
候補者等職業	

選挙の種類  市 長  市 議 会 議 員

立札および看板の類を廃止する事務所等に関する事項		
事務所の所在地	設置場所	証票番号
		No.
		No.
		No.
		No.
		No.
		No.
		No.

※ 廃止届が「候補者等」の場合には、推薦し、又は支持する候補者等の氏名の欄には、記入の必要はありません。

「公 職 選 挙 法 施 行 令」

「昭 和 二 十 五 年 政 令 第 八 十 九 号」

「平 成 二 十 五 年 政 令 第 八 十 九 号」

第 8 号様式中の次に二を加え、をに

改める。

「平 成 二 十 五 年 政 令 第 八 十 九 号」

「昭 和 二 十 五 年 政 令 第 八 十 九 号」

「公 職 選 挙 法 施 行 令」

第 9 号様式中をに改め、の次にを

加える。

第10号様式表中「平成〇〇年〇月〇日」を「平成〇〇年〇月〇日」に改め、  
 「公職選挙法施行令」の次に「昭和二十五年政令第八十九号」を加える。

第11号様式中「宛先」を「宛先」に改める。

第12号様式および第13号様式中「公職選挙法施行令」の次に「昭和二十五年政令第八十九号」を加える。

第14号様式中「平成〇〇年〇月〇日」を「平成〇〇年〇月〇日」に改める。

第15号様式および第16号様式中「平成〇〇年〇月〇日」を「平成〇〇年〇月〇日」に改める。

第17号様式中「平成〇〇年〇月〇日」を「平成〇〇年〇月〇日」に改める。

第18号様式中「平成〇〇年〇月〇日」を「平成〇〇年〇月〇日」に改め、  
 「公職選挙法」の次に「昭和二十五年法律第百号」を加える。

第19号様式中「平成〇〇年〇月〇日」を「平成〇〇年〇月〇日」に改める。

第19号様式の2中「平成何年何月何日」を「〇〇年〇月〇日」に改める。

第19号様式の3中「宛先」を「宛先」に改める。

第19号様式の4中「平成〇〇年〇月〇日」を「平成〇〇年〇月〇日」に改める。

第19号様式の5中「平成〇〇年〇月〇日」を「平成〇〇年〇月〇日」に改め、  
 「公職選挙法」の次に「昭和二十五年法律第百号」を加える。

「宛先」を「宛先」に改める。

「公職」「昭和」「平成」

第20号様式中 選 の次に和 を加え、 を に、  
 挙 二  
 法」 十 年」 年」  
 五  
 年  
 法  
 律  
 第  
 百  
 号  
 )

「宛 「あ  
 先」を て に改める。  
 先」

「公 「へ 「平 「  
 職 昭 成  
 第21号様式中 選 の次に和 を加え、 を に  
 挙 二  
 法」 十 年」 年」  
 五  
 年  
 法  
 律  
 第  
 百  
 号  
 )

改める。

附 則

この規程は、平成31年4月30日から施行する。

秋市選管告示第16号

平成31年4月21日執行予定の秋田市議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月9日

秋田市選挙管理委員会  
 委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成31年4月14日 午後5時30分

秋市選管告示第17号

平成31年4月14日執行予定の秋田市議会議員一般選挙において発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年秋市選管告示第36号）第7条の規定により告示する。

平成31年4月9日

秋田市選挙管理委員会  
 委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成31年4月14日 午後5時40分

秋市選管告示第18号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定に基づき、秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成31年4月10日

秋田市選挙管理委員会  
 委員長 古 谷 薫

- 1 選挙の期日 平成31年4月17日
- 2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
- 3 選挙すべき総代の数 31人

秋市選管告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成31年4月13日

秋田市選挙管理委員会  
 委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,316人
- 2 3分の1の数 88,591人

秋市選管告示第20号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成30年法律第101号）第1条第1項の規定に基づき、任期満了による秋田市議会議員一般選挙を次のとおり行うので、同法第2条第1項第4号の規定により告示する。

平成31年4月14日

秋田市選挙管理委員会  
 委員長 古 谷 薫

- 1 選挙の期日 平成31年4月21日
- 2 選挙すべき議員の数 36人

秋市選管告示第21号

平成31年4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号および同条第2項ならびに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第196条の規定により告示する。

平成31年4月14日

秋田市選挙管理委員会  
 委員長 古 谷 薫

候補者1人につき 5,898,700円

秋市選管告示第22号

平成31年4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成31年4月14日

秋田市選挙管理委員会  
 委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	平成31年4月15日から平成31年4月20日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市榎山字長沼27番地3	平成31年4月15日から平成31年4月20日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号	平成31年4月15日から平成31年4月20日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	平成31年4月15日から平成31年4月20日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	平成31年4月15日から平成31年4月20日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	平成31年4月15日から平成31年4月20日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	平成31年4月15日から平成31年4月20日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	平成31年4月15日から平成31年4月20日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	平成31年4月15日から平成31年4月20日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1号	平成31年4月17日

秋市選管告示第23号

平成31年4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月14日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）

秋田大学手形キャンパス	午前11時00分から午後5時まで（2時間30分繰り下げ、3時間繰り上げ）
-------------	--------------------------------------

秋市選管告示第24号

平成31年4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定において読み替えて適用される同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用する同令第25条の規定により告示する。

平成31年4月14日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

平成31年4月21日執行

秋田市議会議員一般選挙

期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

職 名	住 所	氏 名
秋田市役所		
平成31年4月15日		
投票管理者	秋田市牛島東六丁目7番3号	福 岡 瑠美子
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成31年4月16日		
投票管理者	秋田市新屋大川町6番8号	赤根谷 光 昭
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成31年4月17日		
投票管理者	秋田市泉中央五丁目28番5号	橋 野 茂 子
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成31年4月18日		
投票管理者	秋田市新屋朝日町3番8号	工 藤 わか子
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成31年4月19日		
投票管理者	秋田市飯島字家ノ下44番地	浜 田 セチ子
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成31年4月20日		
投票管理者	秋田市金足片田字苧又75番地	佐 藤 サツ子
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
秋田市北部市民サービスセンター		
平成31年4月15日		
投票管理者	秋田市土崎港相染町字沼	川 口 紅 葉



<p>端143番地 2</p> <p>職務代理者 秋田市仁井田本町三丁目 1番25号 今 野 博 志</p> <p>平成31年 4月16日</p> <p>投票管理者 秋田市土崎港相染町字沼 端143番地 2 川 口 紅 葉</p> <p>職務代理者 秋田市外旭川八柳一丁目 14番 8号 鎌 田 信 一</p> <p>平成31年 4月17日</p> <p>投票管理者 秋田市外旭川字梶ノ目298 番地 2 山 本 喜 昭</p> <p>職務代理者 秋田市八橋本町四丁目 5 番 5号 阿 部 修 子</p> <p>平成31年 4月18日</p> <p>投票管理者 秋田市外旭川字梶ノ目298 番地 2 山 本 喜 昭</p> <p>職務代理者 秋田市土崎港東二丁目12 番26号 小 野 真紀子</p> <p>平成31年 4月19日</p> <p>投票管理者 秋田市寺内堂ノ沢一丁目 8番11号 菅 原 祐 子</p> <p>職務代理者 秋田市保戸野原の町 6番 7号 児 玉 功</p> <p>平成31年 4月20日</p> <p>投票管理者 秋田市寺内堂ノ沢一丁目 8番11号 菅 原 祐 子</p> <p>職務代理者 秋田市仁井田本町三丁目 1番25号 今 野 博 志</p> <p>秋田市西部市民サービスセンター</p> <p>平成31年 4月15日</p> <p>投票管理者 秋田市新屋日吉町 3番13 号 小 野 良 治</p> <p>職務代理者 由利本荘市西目町西目字 大盛383番地 1 佐 藤 一 人</p> <p>平成31年 4月16日</p> <p>投票管理者 秋田市新屋日吉町 3番13 号 小 野 良 治</p> <p>職務代理者 由利本荘市西目町西目字 大盛383番地 1 佐 藤 一 人</p> <p>平成31年 4月17日</p> <p>投票管理者 秋田市新屋日吉町 3番13 号 小 野 良 治</p> <p>職務代理者 由利本荘市西目町西目字 大盛383番地 1 佐 藤 一 人</p> <p>平成31年 4月18日</p> <p>投票管理者 秋田市新屋日吉町 3番13 号 小 野 良 治</p> <p>職務代理者 由利本荘市西目町西目字 大盛383番地 1 佐 藤 一 人</p> <p>平成31年 4月19日</p> <p>投票管理者 秋田市新屋日吉町 3番13 号 小 野 良 治</p> <p>職務代理者 由利本荘市西目町西目字 大盛383番地 1 佐 藤 一 人</p>	<p>平成31年 4月20日</p> <p>投票管理者 秋田市新屋日吉町 3番13 号 小 野 良 治</p> <p>職務代理者 由利本荘市西目町西目字 大盛383番地 1 佐 藤 一 人</p> <p>秋田駅東西連絡自由通路</p> <p>平成31年 4月15日</p> <p>投票管理者 秋田市外旭川字野村51番 地 5 高 橋 キ ン</p> <p>職務代理者 秋田市大平台二丁目 1番 地19 加 賀 巨 樹</p> <p>平成31年 4月16日</p> <p>投票管理者 秋田市新屋元町21番34号 三 川 則 子</p> <p>職務代理者 秋田市川元開和町10番12 号 菅 原 稔</p> <p>平成31年 4月17日</p> <p>投票管理者 秋田市下新城中野字街道 端西89番地109 中 川 久美子</p> <p>職務代理者 秋田市飯島松根東町 1番 22号 奈 良 毅</p> <p>平成31年 4月18日</p> <p>投票管理者 秋田市土崎港中央六丁目 10番 9号 加 藤 トヨ子</p> <p>職務代理者 秋田市桜一丁目10番34号 長谷川 美紀子</p> <p>平成31年 4月19日</p> <p>投票管理者 秋田市東通観音前10番25 号 加 藤 久 行</p> <p>職務代理者 秋田市港北新町 4番42号 加 藤 治</p> <p>平成31年 4月20日</p> <p>投票管理者 秋田市高陽青柳町15番25 号 根 田 貞 子</p> <p>職務代理者 秋田市大平台二丁目 1番 地19 加 賀 巨 樹</p> <p>秋田市河辺市民サービスセンター</p> <p>平成31年 4月15日</p> <p>投票管理者 秋田市河辺和田字式田下 袋60番地 1 石 井 稔</p> <p>職務代理者 秋田市河辺諸井字下諸井 136番地 2 長谷部 達 也</p> <p>平成31年 4月16日</p> <p>投票管理者 秋田市河辺北野田高屋字 上前田表54番地 1 熊 谷 文 雄</p> <p>職務代理者 秋田市雄和女米木字川崎 7番地 石 井 浩 和</p> <p>平成31年 4月17日</p> <p>投票管理者 秋田市河辺赤平字境田81 番地 佐々木 金 満</p> <p>職務代理者 秋田市雄和女米木字川崎 7番地 石 井 浩 和</p> <p>平成31年 4月18日</p> <p>投票管理者 秋田市河辺北野田高屋字 上前田表54番地 1 熊 谷 文 雄</p> <p>職務代理者 秋田市河辺諸井字下諸井 136番地 2 長谷部 達 也</p>
---	---

平成31年 4月19日	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地 1	石 井 稔	番地	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫
	職務代理者	秋田市雄和女米木字川崎7番地	石 井 浩 和	平成31年 4月18日	投票管理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地	石 塚 稔
平成31年 4月20日	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木 金 満		職務代理者	秋田市河辺岩見字新川14番地	船 木 雅 彦
	職務代理者	秋田市東通一丁目 8番28号	佐 川 誠 樹	平成31年 4月19日	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐 藤 昭 久
秋田市雄和市民サービスセンター					職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫
平成31年 4月15日	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐 藤 常 雄	平成31年 4月20日	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地 3	備 後 正 義
	職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目15番 3号	池 田 義 高		職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫
平成31年 4月16日	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田89番地	黒 崎 欽 一	秋田市大正寺連絡所			
	職務代理者	秋田市土崎港西三丁目 1番 5号	大 和 良 志	平成31年 4月15日	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢168番地 3	池 田 正
平成31年 4月17日	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地 4	金 千代司		職務代理者	秋田市雄和平沢字水沢44番地 2	伊 藤 主
	職務代理者	秋田市土崎港西三丁目 1番 5号	大 和 良 志	平成31年 4月16日	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字真木屋11番地	齊 藤 良 春
平成31年 4月18日	投票管理者	秋田市雄和石田字前田112番地	佐 藤 金 雄		職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
	職務代理者	秋田市土崎港西三丁目 1番 5号	大 和 良 志	平成31年 4月17日	投票管理者	秋田市雄和新波字本屋敷169番地	加 藤 文 雄
平成31年 4月19日	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢 1番地	石 井 房 雄		職務代理者	秋田市雄和平沢字水沢44番地 2	伊 藤 主
	職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目15番 3号	池 田 義 高	平成31年 4月18日	投票管理者	秋田市雄和新波字本屋敷166番地	珍 田 智
平成31年 4月20日	投票管理者	秋田市御所野下堤一丁目 3番13号	加 藤 志美雄		職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
	職務代理者	秋田市山王五丁目 1番15号	藤 田 靖	平成31年 4月19日	投票管理者	秋田市雄和繫字脇ノ沢88番地	工 藤 忠 彦
秋田市岩見三内連絡所					職務代理者	秋田市雄和平沢字水沢44番地 2	伊 藤 主
平成31年 4月15日	投票管理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地	石 塚 稔	平成31年 4月20日	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字真木屋11番地	齊 藤 良 春
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫		職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成31年 4月16日	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地 3	備 後 正 義	イオンモール秋田			
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫	平成31年 4月15日	投票管理者	秋田市仁井田二ツ屋二丁目 7番 3号	三 浦 信 夫
平成31年 4月17日	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27	佐 藤 昭 久		職務代理者	秋田市飯島松根東町 1番	奈 良 毅

22号  
平成31年 4月16日

投票管理者 秋田市雄和左手子字清水 嘉 藤 一 司  
下133番地

職務代理者 秋田市御野場新町二丁目 廣 田 和 則  
7番13号

平成31年 4月17日

投票管理者 秋田市雄和芝野新田字中 齊 藤 智 子  
台67番地

職務代理者 秋田市下浜羽川字二十町 大 友 徹  
25番地

平成31年 4月18日

投票管理者 秋田市雄和碓田字梵天野 那 須 恵 子  
103番地

職務代理者 秋田市飯島長野本町2番 藤 原 泰 葉  
16号

平成31年 4月19日

投票管理者 秋田市河辺畑谷字大又142 足 利 明 子  
番地

職務代理者 秋田市御野場新町二丁目 廣 田 和 則  
7番13号

平成31年 4月20日

投票管理者 秋田市河辺岩見字杉沢11 石 塚 小 枝 子  
番地1

職務代理者 秋田市飯島松根東町1番 奈 良 毅  
22号

秋田大学手形キャンパス

平成31年 4月17日

投票管理者 秋田市雄和下黒瀬字町屋 佐 藤 泰 子  
敷89番地2

職務代理者 秋田市新屋勝平台6番34 川 崎 義 則  
号

秋市選管告示第25号

平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成31年 4月14日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

投票区	投票所名	投票所住所
1	秋田市八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2番27号
2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町9番60号
3	秋田県立秋田北高等学校	千秋中島町8番1号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町7番1号
5	秋田市旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番1号
7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町8番31号
8	のびのびこども園	茨島四丁目1番20号

9	秋田市立牛島小学校	牛島東六丁目6番1号
10	(旧)秋田市牛島児童館	牛島東一丁目2番7号
11	秋田市立秋田南中学校	南通宮田15番1号
12	秋田市檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町1番9号
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番1号
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目8番22号
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	秋田市立広面小学校	広面字蟹沢29番地
18	秋田市立旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根1番6号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地5
23	秋田市太平地区コミュニティセンター	太平目長崎字沼田42番地
24	秋田市立太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢2番地1
26	(旧)秋田市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目1番29号
28	秋田市下北手地区コミュニティセンター	下北手柳館字前田面133番地1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	秋田市上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋29番地1
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田市園芸振興センター	仁井田字小中島111番地1
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場2番地4
37	勝平保育園	新屋松美が丘南町16番13号
38	秋田県立栗田支援学校	新屋栗田町10番10号
39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	秋田市西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地8
42	秋田市浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地6
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碓11番地1
44	秋田市豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田4番地1
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
50	(旧)秋田市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地
51	秋田市北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目3番1号
52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号

53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目 6 番 1 号
54	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目 3 番 1 号
55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目 6 番39号
56	秋田市立将軍野中学校	将軍野南一丁目12番 1 号
57	秋田市寺内児童センター	寺内堂ノ沢二丁目10番17号
58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地 2
59	秋田市将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目 8 番 8 号
60	秋田市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越 8 番
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地
62	秋田市飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町 5 番22号
63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目 2 番 1 号
64	秋田市下新城交流センター	下新城中字野前谷地263番地
65	秋田市下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地 4
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
67	秋田市上新城地区コミュニティセンター	上新城五十丁字小林88番地 5
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下69番地
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合 7 番地
70	秋田県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地 4
71	秋田市立金足西小学校	金足大清水字大清水台 1 番地
72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地
73	(旧) 秋田市立金足東小学校	金足片田字待入109番地
74	秋田市東部市民サービスセンター	広面字釣瓶町13番地 3
75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目 6 番 1 号
76	秋田市勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
77	秋田市南浜地域活動支援センター	新屋南浜町 7 番10号
78	秋田市役所	山王一丁目 1 番 1 号
79	秋田市大住児童館	仁井田字西瀉敷33番地
80	秋田市南部市民サービスセンター	御野場一丁目 5 番 1 号
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地 2
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番 1 号
85	秋田市外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目 1 番 1 号
87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目 1 番 2 号
88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
89	ウェルビュー-いずみ	泉菅野二丁目17番27号
90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地 2
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地 1

92	秋田市河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地 1
93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地 2
95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地 1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地 2
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地 1
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地 3
101	秋田市河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地 1
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
103	戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町92番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地 1
105	秋田市雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地 2
106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋248番地
107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地 3
109	秋田市雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地 3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地 3
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地 1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字銅屋111番地 1
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	秋田市雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48番地 1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地 1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地 2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地 1

※第15および35投票区は欠番です。

秋市選管告示第26号

平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 4月14日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 投票区  
秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻



午後7時

秋市選管告示第27号

平成31年4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

平成31年4月14日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

平成31年4月21日執行

秋田市議会議員一般選挙

投票管理者およびその職務代理者一覧表

職 名	住 所	氏 名
秋田市第1投票区 八橋地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市八橋本町二丁目3番25号	片 岡 強
職務代理者	秋田市広面字釣瓶町100番地40	佐々木 潤 一
秋田市第2投票区 保戸野小学校		
投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町7番15号	松 木 仁
職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地2	八木橋 久 美
秋田市第3投票区 秋田北高等学校		
投票管理者	秋田市千秋北の丸5番82号	竹 内 康
職務代理者	秋田市新藤田字高梨台112番地12	横 田 竹 彦
秋田市第4投票区 八橋小学校		
投票管理者	秋田市八橋本町四丁目2番2号	菅 原 真
職務代理者	秋田市川尻御休町3番15号	柴 山 裕 光
秋田市第5投票区 旭北地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市大町三丁目5番46号	大 友 陽 子
職務代理者	秋田市土崎港北五丁目3番12号	佐 藤 きよ子
秋田市第6投票区 旭南小学校		
投票管理者	秋田市川元むつみ町6番14号	廣 嶋 禮 治
職務代理者	秋田市大町六丁目6番19号	南 波 正 志
秋田市第7投票区 川尻小学校		
投票管理者	秋田市川尻上野町2番14号	相 場 善 治
職務代理者	秋田市新屋寿町4番25号	土 佐 友 二
秋田市第8投票区 のびのびこども園		
投票管理者	秋田市茨島二丁目10番30号	柏 谷 英 夫
職務代理者	秋田市新屋町字関町後205番地2	大 原 貴 彦

秋田市第9投票区 牛島小学校		
投票管理者	秋田市牛島東五丁目6番38号	千 田 典 夫
職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目5番52号	伊 藤 清 弥
秋田市第10投票区 (旧)牛島児童館		
投票管理者	秋田市檜山城南新町16番21号	福 田 徳 行
職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋田市第11投票区 秋田南中学校		
投票管理者	秋田市中通五丁目4番5号	池 田 實
職務代理者	秋田市手形字大松沢4番地1	嵯 峨 公 一
秋田市第12投票区 檜山地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市大町一丁目5番39号	大 高 三 雄
職務代理者	秋田市金足追分字海老穴72番地2	奈 良 薫
秋田市第13投票区 東小学校		
投票管理者	秋田市東通五丁目12番28号	池 田 敬
職務代理者	秋田市新屋勝平台7番3-6号	畠 山 健
秋田市第14投票区 中通小学校		
投票管理者	秋田市南通亀の町6番28号	木 村 裕
職務代理者	秋田市檜山本町10番41号	永 田 誠 一
秋田市第16投票区 秋田東中学校		
投票管理者	秋田市手形字大松沢24番地9	豊 嶋 孝 夫
職務代理者	秋田市川元むつみ町3番15号	白 旗 史 人
秋田市第17投票区 広面小学校		
投票管理者	秋田市広面字二階堤11番地1	渡 部 正 保
職務代理者	秋田市大平台四丁目6番地8	伊 藤 樹 悦
秋田市第18投票区 旭川小学校		
投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
職務代理者	秋田市旭川新藤田西町8番48号	三 浦 勉
秋田市第19投票区 泉公民館		
投票管理者	秋田市泉馬場9番27号	工 藤 榮 治
職務代理者	秋田市八橋本町三丁目12番13号	小 玉 良
秋田市第20投票区 添川地域交流センター		
投票管理者	秋田市濁川字口ノ田47番地1	船 木 義 則
職務代理者	秋田市泉中央五丁目14番19号	三 浦 一 彦
秋田市第21投票区 杉の木園		

投票管理者	秋田市山内字丸木橋120番地3	小澤 一 正	田3番地		
職務代理者	秋田市広面字坂橋添40番地14	伊藤 功 一	職務代理者	秋田市上北手古野字脇ノ	堀野 茂
秋田市第22投票区 太平八田公民館			秋田市第33投票区 秋田市園芸振興センター		
投票管理者	秋田市太平八田字荒巻137番地2	鎌田 茂	投票管理者	秋田市仁井田新田一丁目11番54号	原田 隆 三
職務代理者	秋田市高陽青柳町9番28号	佐藤 貴	職務代理者	秋田市牛島南二丁目17番2号	佐々木 毅
秋田市第23投票区 太平地区コミュニティセンター			秋田市第34投票区 仁井田小学校		
投票管理者	秋田市太平日長崎字本町79番地	須藤 孝 俱	投票管理者	秋田市仁井田本町三丁目13番9号	相庭 司
職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長谷部 亨	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目4番23号	今野 三 悦
秋田市第24投票区 太平中学校			秋田市第36投票区 四ツ小屋幼稚園		
投票管理者	秋田市太平中関字寺中62番地1	田口 寿 誓	投票管理者	秋田市四ツ小屋字城下当	伊藤 秀 孝
職務代理者	秋田市山王六丁目15番9号	熊谷 優	職務代理者	秋田市榎山本町7番14号	榎 良 昭
秋田市第25投票区 太平館越町内会館			秋田市第37投票区 勝平保育園		
投票管理者	秋田市太平黒沢字館越64番地	嵯峨 恭 榮	投票管理者	秋田市新屋朝日町3番8号	工藤 わか子
職務代理者	秋田市桜二丁目9番3号	京谷 勝 輝	職務代理者	秋田市泉一ノ坪15番1号	藤原 昭 彦
秋田市第26投票区 (旧)山谷小学校			秋田市第38投票区 栗田支援学校		
投票管理者	秋田市太平山谷字中山谷173番地	鈴木 岩 夫	投票管理者	秋田市新屋町字新町後278番地32	川田 直 政
職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目7番1号	土田 耕 作	職務代理者	秋田市新屋町字関町後203番地48	鈴木 一 史
秋田市第27投票区 こまどり幼稚園			秋田市第39投票区 秋田西中学校		
投票管理者	秋田市横森三丁目16番3号	福原 英 典	投票管理者	秋田市新屋元町20番21号	高島 仁
職務代理者	秋田市川尻みよし町10番23号	大岡 義 弘	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町2番10号	鈴木 直
秋田市第28投票区 下北手地区コミュニティセンター			秋田市第40投票区 西部市民サービスセンター		
投票管理者	秋田市下北手柳館字前田面120番地10	佐々木 俊 一	投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野 良 治
職務代理者	秋田市旭川南町16番50号	進藤 健 吾	職務代理者	秋田市新屋日吉町9番12号	小野 親 明
秋田市第29投票区 下北手宝川公民館			秋田市第41投票区 浜田内浜田会館		
投票管理者	秋田市下北手宝川字堂ヶ下101番地	川村 俊 春	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊 春
職務代理者	秋田市新屋日吉町12番28号	西崎 真 二	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町13番6号	佐々木 貴 博
秋田市第30投票区 上北手地区コミュニティセンター			秋田市第42投票区 浜田地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市上北手荒巻字前田106番地	鈴木 善 明	投票管理者	秋田市浜田字家後96番地	渡邊 定 治
職務代理者	秋田市上北手猿田字二ツ寺83番地2	鎌田 裕	職務代理者	秋田市高陽青柳町11番10-3号	金城 裕 之
秋田市第31投票区 上北手大戸公民館			秋田市第43投票区 豊岩石田坂公民館		
投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸160番地	松 洵 稔	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字坂ノ下82番地	堀川 淳 一
職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地4	須田 浩 明	職務代理者	秋田市御野場新町三丁目17番13号	長谷川 洋 一
秋田市第32投票区 上北手古野公民館			秋田市第44投票区 豊岩地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市上北手古野字脇ノ	堀野 敏 孝	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字内縄尻51番地	鈴木 幸 男
			職務代理者	秋田市豊岩豊巻字居使31番地	齋藤 ひかる

秋田市第45投票区 豊岩小山公民館			秋田市第56投票区 将軍野中学校		
投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表 156番地	佐 賀 定	投票管理者	秋田市将軍野南一丁目14 番33号	木 村 俊 之
職務代理人	秋田市豊岩豊巻字中島98 番地	鈴 木 郁 子	職務代理人	秋田市将軍野東二丁目1 番38号	佐々木 良 幸
秋田市第46投票区 下浜桂根公民館			秋田市第57投票区 寺内児童センター		
投票管理者	秋田市下浜桂根字境川 173番地7	佐 藤 洋 一	投票管理者	秋田市寺内児桜一丁目5 番24号	星 野 敏 夫
職務代理人	秋田市仁井田字新中島 1045番地14	伊 藤 直 樹	職務代理人	秋田市高陽青柳町2番17 号	佐 藤 曜
秋田市第47投票区 下浜長浜公民館			秋田市第58投票区 外旭川小学校		
投票管理者	秋田市下浜長浜字柳沢道 脇17番地	赤 田 節 司	投票管理者	秋田市外旭川字梶ノ目298 番地2	山 本 喜 昭
職務代理人	秋田市八橋本町四丁目5 番4号	伊 藤 弘	職務代理人	秋田市外旭川字梶ノ目339 番地1	菊 地 真
秋田市第48投票区 下浜羽川公民館			秋田市第59投票区 将軍野地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町 23番地	金 釜 計 悦	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目5 番7号	佐 藤 久
職務代理人	秋田市新屋南浜町7番27 号	河 村 勝	職務代理人	秋田市八橋鯉沼町5番34 号	加賀谷 学
秋田市第49投票区 下浜名ヶ沢公民館			秋田市第60投票区 市営住宅四ツ谷団地第一集会所		
投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字ヨモ キ田71番地	三 浦 正 子	投票管理者	秋田市将軍野青山町3番 39号	小 野 勲 夫
職務代理人	秋田市桜一丁目16番23号	須 田 志美男	職務代理人	秋田市外旭川字神田321 番地	小 野 義 郎
秋田市第50投票区 (旧) 八田小学校			秋田市第61投票区 笹岡公民館		
投票管理者	秋田市下浜八田字高德谷 地105番地	細 部 芳 雄	投票管理者	秋田市外旭川字南沢2番 地2	中 村 茂
職務代理人	秋田市下浜羽川字水垂92 番地7	佐 藤 誠 晃	職務代理人	秋田市外旭川字南沢250 番地	中 村 至
秋田市第51投票区 北部市民サービスセンター			秋田市第62投票区 飯島地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市飯島長野中町7番 41号	齊 藤 真由美	投票管理者	秋田市飯島緑丘町18番18 号	清 水 昇 一
職務代理人	秋田市手形字大沢511番 地	佐 川 和 幸	職務代理人	秋田市飯島新町一丁目8 番17号	佐 藤 守
秋田市第52投票区 土崎小学校			秋田市第63投票区 飯島小学校		
投票管理者	秋田市土崎港中央六丁目 10番9号	加 藤 トヨ子	投票管理者	秋田市飯島鼠田四丁目2 番19号	伊 藤 恵 司
職務代理人	秋田市飯島鼠田三丁目1 番51号	秋 山 英 慶	職務代理人	秋田市手形字山崎215番 地1	伊 藤 雄 心
秋田市第53投票区 港北小学校			秋田市第64投票区 下新城交流センター		
投票管理者	秋田市土崎港中央一丁目 8番22号	中 村 英 一	投票管理者	秋田市下新城中野字街道 端西89番地228	加 沢 哲
職務代理人	秋田市将軍野南五丁目3 番8号	佐 藤 耕	職務代理人	秋田市下新城中野字街道 端西60番地1	鎌 田 信 也
秋田市第54投票区 土崎中学校			秋田市第65投票区 下新城地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市土崎港東二丁目1 番4号	浅 野 勲	投票管理者	秋田市下新城青崎字雷田 113番地	佐 藤 三 男
職務代理人	秋田市土崎港相染町字浜 ナシ山2番地380	三 浦 浩	職務代理人	秋田市土崎港北七丁目6 番6号	水戸瀬 敏 之
秋田市第55投票区 土崎南小学校			秋田市第66投票区 下新城堰根公民館		
投票管理者	秋田市将軍野南五丁目11 番20号	加賀谷 敏 春	投票管理者	秋田市外旭川字大谷地16 番地9	佐 藤 貞 裕
職務代理人	秋田市新屋勝平台17番2 6号	佐 藤 正 利	職務代理人	秋田市千秋矢留町6番14	佐 藤 和 人

701号		目18番1号	
秋田市第67投票区 上新城地区コミュニティセンター		秋田市第78投票区 秋田市役所	
投票管理者	秋田市上新城石名坂字泉 沢10番地2	三浦 一 雄	投票管理者 秋田市高陽青柳町10番20 号 内藤 克 幸
職務代理人	秋田市外旭川字梶ノ目744 番地7	佐藤 信 昭	職務代理人 秋田市寺内蛭根一丁目7 番5号 照井 治 之
秋田市第68投票区 上新城道川公民館		秋田市第79投票区 大住児童館	
投票管理者	秋田市上新城道川字宮ノ 下81番地8	阿部 貢	投票管理者 秋田市御野場新町二丁目 20番5号 井上 正 敏
職務代理人	秋田市土崎港西五丁目4 番18号	白岩 実	職務代理人 秋田市仁井田字新中島 826番地151 有坂 昇
秋田市第69投票区 上新城小又公民館		秋田市第80投票区 南部市民サービスセンター	
投票管理者	秋田市上新城小又字熊入 沢2番地	齊藤 貞 義	投票管理者 秋田市御野場六丁目3番 12号 植村 和 夫
職務代理人	秋田市飯島鼠田二丁目8 番23号	中川 大 輔	職務代理人 秋田市四ツ小屋末戸松本 字向野31番地1 加賀谷 速 人
秋田市第70投票区 金足農業高等学校		秋田市第81投票区 金足岩瀬公民館	
投票管理者	秋田市金足小泉字瀧向7 番地19	奈良 生 八	投票管理者 秋田市金足岩瀬字大表27 番地2 秋本 升
職務代理人	秋田市金足小泉字瀧向45 番地	奈良 伊 雄	職務代理人 秋田市土崎港東四丁目4 番17-19号 佐藤 高 司
秋田市第71投票区 金足西小学校		秋田市第82投票区 金足黒川公民館	
投票管理者	秋田市金足清水字大清 水台13番地3	水沢 章	投票管理者 秋田市金足黒川字沖川端 39番地 三浦 重 朗
職務代理人	秋田市飯島松根西町1番 15号	菅原 崇	職務代理人 秋田市金足黒川字黒川31 番地 三浦 初
秋田市第72投票区 金足地区集会所		秋田市第83投票区 城東中学校	
投票管理者	秋田市金足高岡字稲荷林 150番地	斉藤 忠 一	投票管理者 秋田市桜一丁目10番30号 長谷川 ミオ子
職務代理人	秋田市川尻上野町6番49- 7号	佐藤 耕 明	職務代理人 秋田市泉中央一丁目9番 22号 近藤 正 隆
秋田市第73投票区 (旧)金足東小学校		秋田市第84投票区 桜小学校	
投票管理者	秋田市金足片田字深田56 番地	千浦 隆	投票管理者 秋田市桜一丁目8番44号 福士 啓 三
職務代理人	秋田市土崎港相染町字中 谷地9番地41	堀 祐 樹	職務代理人 秋田市土崎港西三丁目8 番7号 斎藤 康
秋田市第74投票区 東部市民サービスセンター		秋田市第85投票区 外旭川地区コミュニティセンター	
投票管理者	秋田市牛島東六丁目5番 43号	後藤 真紀子	投票管理者 秋田市外旭川字三後田215 番地 三浦 宏 樹
職務代理人	秋田市広面字谷内佐渡17 番地	川邊 久 貴	職務代理人 秋田市土崎港西三丁目1 番5号 大和 良 志
秋田市第75投票区 泉中学校		秋田市第86投票区 御所野小学校	
投票管理者	秋田市寺内焼山3番31号 村上 實		投票管理者 秋田市御所野元町二丁目 3番4号 高橋 博
職務代理人	秋田市桜ガ丘三丁目13番 地41 相澤 幸 久		職務代理人 秋田市手形字十七流174 番地3 古谷 大 助
秋田市第76投票区 勝平地区コミュニティセンター		秋田市第87投票区 飯島南小学校	
投票管理者	秋田市下新城中野字街道 端西89番地98 伊藤 武 士		投票管理者 秋田市飯島新町二丁目18 番6号 石塚 實
職務代理人	秋田市大町六丁目3番47 号 菅沼 隆		職務代理人 秋田市飯島長野本町3番 29号 保坂 悟
秋田市第77投票区 南浜地域活動支援センター		秋田市第88投票区 御野場中学校	
投票管理者	秋田市千秋明德町4番51 号 秋山 修 次		投票管理者 秋田市仁井田字大野153 番地1 相場 利 治
職務代理人	秋田市御所野地蔵田四丁 三浦 智 文		職務代理人 秋田市仁井田字新中島770 番地184 兄玉 聡



秋田市第89投票区 ウェルビュー-いずみ			号		
投票管理者	秋田市泉北四丁目9番6号	大 沢 和 男	秋田市第100投票区 式田公民館	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋67番地1 鈴木 英 機
職務代理者	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智	職務代理者	秋田市山王中島町12番7号	鈴木 重 洋
秋田市第90投票区 鶴養公民館			秋田市第101投票区 河辺総合福祉交流センター		
投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐 藤 昭 久	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地1	熊 谷 文 雄
職務代理者	秋田市河辺松測字街道北3番地1	佐 藤 康 直	職務代理者	秋田市河辺和田字北条ヶ崎43番地37	熊 谷 晴 充
秋田市第91投票区 新川公民館			秋田市第102投票区 黒沼多目的共同利用施設		
投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱14番地4	伊 藤 薫	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字獅子岱57番地	佐々木 弘 榮
職務代理者	秋田市河辺松測字川原田家ノ後1番地3	加賀谷 匡	職務代理者	秋田市御野場新町四丁目6番12号	織 山 泰 彦
秋田市第92投票区 岩見三内地区コミュニティセンター			秋田市第103投票区 戸島ふるさとセンター		
投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地3	備 後 正 義	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町132番地	長谷川 清 正
職務代理者	秋田市河辺三内字外川原83番地24	佐 藤 能 之	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地2	鈴木 仁
秋田市第93投票区 砂子測公民館			秋田市第104投票区 畑谷公民館		
投票管理者	秋田市河辺三内字高畑63番地	藤 原 明 則	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春
職務代理者	秋田市河辺三内字野崎35番地23	鎌 田 英 智	職務代理者	秋田市河辺戸島字七曲下65番地	高 屋 速 人
秋田市第94投票区 萱森生活改善センター			秋田市第105投票区 雄和基幹集落センター		
投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬17番地	佐 藤 勇 策	投票管理者	2 秋田市雄和新波字樋口26番地3	佐々木 稔
職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫	職務代理者	秋田市将軍野南一丁目9番12号	加 藤 肇
秋田市第95投票区 田尻町内会館			秋田市第106投票区 神ヶ村自治会館		
投票管理者	秋田市河辺三内字田尻下野田66番地	田 口 一 俊	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字窪92番地	菅 野 仁
職務代理者	秋田市河辺三内字曾場台152番地2	佐々木 透	職務代理者	秋田市雄和平沢字水沢44番地2	伊 藤 主
秋田市第96投票区 赤平ふれあい館			秋田市第107投票区 萱ヶ沢自治会館		
投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木 金 満	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢168番地3	池 田 正
職務代理者	秋田市新屋比内町15番19号	佐々木 忍	職務代理者	秋田市檜山川口境7番16号	工 藤 貴 志
秋田市第97投票区 神内公民館			秋田市第108投票区 中ノ沢自治会館		
投票管理者	秋田市河辺神内字鳥井長根36番地2	熊 谷 清 美	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字柳沢37番地	小野寺 良 光
職務代理者	秋田市山王六丁目22番14号	名古屋 晃	職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号	池 田 義 高
秋田市第98投票区 下諸井児童館			秋田市第109投票区 雄和左手子交流センター		
投票管理者	秋田市河辺諸井字下諸井37番地	鈴木 良 悦	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下133番地	嘉 藤 一 司
職務代理者	秋田市河辺諸井字下諸井136番地2	長谷部 達 也	職務代理者	秋田市河辺戸島字ヲソノ15番地1	関 淑 和
秋田市第99投票区 三町内会公民館			秋田市第110投票区 種沢自治会館		
投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北575番地2	熊 谷 直 正	投票管理者	秋田市雄和種沢字草沢168番地2	加 藤 長 男
職務代理者	秋田市山王二丁目10番33	田 近 真由子			

職務代理者	秋田市雄和向野字前開31番地	浅野正樹
秋田市第111投票区 平尾鳥会館		
投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中山51番地1	角田金一
職務代理者	秋田市雄和平尾鳥字中田22番地2	酒井志美雄
秋田市第112投票区 女米木自治会館		
投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢1番地	石井房雄
職務代理者	秋田市雄和女米木字川崎7番地	石井浩和
秋田市第113投票区 戸賀沢自治会館		
投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字御江田90番地	加藤敏
職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目10番11号	長谷川清徳
秋田市第114投票区 相川コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金千代司
職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋260番地	渡邊潤
秋田市第115投票区 高野生活改善センター		
投票管理者	秋田市雄和相川字高野113番地1	五十嵐英雄
職務代理者	秋田市御野場六丁目14番13号	淡路喜美雄
秋田市第116投票区 雄和市民サービスセンター		
投票管理者	秋田市雄和平沢字大部35番地	伊藤一敏
職務代理者	秋田市雄和椿川字方福50番地	加藤香澄
秋田市第117投票区 長者やま荘		
投票管理者	秋田市雄和椿川字袖ノ沢8番地	堀井弘昭
職務代理者	秋田市中通五丁目1番21号	東海林和之
秋田市第118投票区 安養寺児童館		
投票管理者	秋田市雄和椿川字関田89番地	黒崎欽一
職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地2	黒崎隆一
秋田市第119投票区 本田自治会館		
投票管理者	秋田市雄和田草川字本田182番地	伊藤良和
職務代理者	秋田市泉北三丁目11番21号	佐藤学
秋田市第120投票区 芝野自治会館		
投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台100番地	佐々木亨
職務代理者	秋田市雄和田草川字山崎85番地1	佐々木聖矢
秋田市第121投票区 下黒瀬自治会館		
投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋	佐藤常雄

職務代理者 敷103番地  
秋田市御所野元町六丁目 茂木隆悦  
17番20-2号

秋市選管告示第28号

平成31年4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票の場所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定に基づき次のように定めたので、同法第64条の規定により告示する。

平成31年4月14日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古谷 薫

- 1 場所  
秋田市八橋本町六丁目12番20号  
秋田市立体育館
- 2 日時  
平成31年4月21日 午後9時15分から

秋市選管告示第29号

平成31年4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき、選挙会場において選挙会の事務と併せて行うので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月14日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古谷 薫

秋市選管告示第30号

平成31年4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第78条の規定により告示する。

平成31年4月14日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古谷 薫

- 1 場所  
秋田市八橋本町六丁目12番20号  
秋田市立体育館
- 2 日時  
平成31年4月21日 午後9時15分から

秋市選管告示第31号

平成31年4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成31年4月14日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古谷 薫

- 1 選挙長  
秋田市山王二丁目3番10-1301号  
古谷 薫
- 2 選挙長の職務を代理すべき者  
秋田市新屋松美が丘南町2番8号

相 原 政 志

秋市選管告示第32号

平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成31年 4月16日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

河辺市民サービスセンター

平成31年 4月16日

新 秋田市河辺赤平字境田81番地

佐々木 金 満

旧 秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地 1

熊 谷 文 雄

平成31年 4月18日

新 秋田市河辺赤平字蟹沢122番地 2

加 藤 照 子

旧 秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地 1

熊 谷 文 雄

秋市選管告示第33号

平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成31年 4月16日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

秋田市第101投票区（河辺総合福祉交流センター）

新 秋田市河辺和田字和田238番地 2

船 木 美紀子

旧 秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地 1

熊 谷 文 雄

秋市選管告示第34号

平成31年 4月17日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙において、当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第 2 項の規定により告示する。

平成31年 4月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

第 1 選挙区

No.	当選者氏名	住 所
1	大久保 義 和	秋田市広面字赤沼10番地
2	石 川 彦 孝	秋田市柳田字佐渡端176番地
3	立 花 重市郎	秋田市柳田字佐渡端233番地
4	熊 谷 金 栄	秋田市柳田字柳田67番地 1
5	鎌 田 敏	秋田市柳田字柳田41番地
6	児 玉 榮 治	秋田市広面字赤沼72番地

第 2 選挙区

No.	当選者氏名	住 所
1	鎌 田 文 夫	秋田市太平八田字藤ノ崎114番地 鎌田勇 方
2	鎌 田 静 敏	秋田市太平八田字藤ノ崎 5 番地
3	伊 藤 鑄 一	秋田市太平八田字荒巻140番地 1
4	鎌 田 六 男	秋田市太平八田字上八田14番地
5	阿 部 稔	秋田市太平八田字上八田 6 番地
6	石郷岡 満	秋田市太平八田字上八田13番地
7	鎌 田 和 雄	秋田市太平八田字八田173番地

第 3 選挙区

No.	当選者氏名	住 所
1	永 井 一 芳	秋田市太平日長崎字本町78番地
2	工 藤 清 美	秋田市太平中関字家ノ沢21番地
3	永 井 正	秋田市太平中関字寺中157番地
4	嵯 峨 康 一	秋田市広面字樋口84番地10
5	櫻 田 一 人	秋田市太平中関字川原106番地
6	田 中 重 之	秋田市太平中関字下館35番地
7	舟 木 眞一郎	秋田市太平日長崎字井関88番地
8	佐々木 義 宗	秋田市太平日長崎字神田 1 番地 1
9	森 合 武 美	秋田市太平日長崎字目長崎137番地

第 4 選挙区

No.	当選者氏名	住 所
1	永 井 敬 悦	秋田市太平寺庭字寺庭177番地
2	佐 藤 時 好	秋田市太平黒沢字稻荷43番地
3	佐々木 清 彦	秋田市太平黒沢字館越72番地
4	佐々木 芳 徳	秋田市太平黒沢字野崎76番地 1
5	佐々木 喜 徳	秋田市太平黒沢字野崎136番地
6	鎌 田 治	秋田市太平山谷字上皿見内91番地
7	鈴 木 久 光	秋田市太平山谷字地主42番地
8	鈴 木 一 利	秋田市太平山谷字十三岱135番地
9	小 松 久 志	秋田市太平山谷字野田68番地

秋市選管告示第35号

平成31年 4月17日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第 2 項の規定により、当選人の住所および氏名を次のとおり告示する。

平成31年 4月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

第 1 選挙区

No.	当選者氏名	住 所
1	大久保 義 和	秋田市広面字赤沼10番地
2	石 川 彦 孝	秋田市柳田字佐渡端176番地
3	立 花 重市郎	秋田市柳田字佐渡端233番地
4	熊 谷 金 栄	秋田市柳田字柳田67番地 1
5	鎌 田 敏	秋田市柳田字柳田41番地
6	児 玉 榮 治	秋田市広面字赤沼72番地

第2選挙区

No.	当選者氏名	住 所
1	鎌 田 文 夫	秋田市太平八田字藤ノ崎114番地 鎌田勇 方
2	鎌 田 静 敏	秋田市太平八田字藤ノ崎 5 番地
3	伊 藤 鑄 一	秋田市太平八田字荒巻140番地 1
4	鎌 田 六 男	秋田市太平八田字上八田14番地
5	阿 部 稔	秋田市太平八田字上八田 6 番地
6	石郷岡 満	秋田市太平八田字上八田13番地
7	鎌 田 和 雄	秋田市太平八田字八田173番地

第3選挙区

No.	当選者氏名	住 所
1	永 井 一 芳	秋田市太平日長崎字本町78番地
2	工 藤 清 美	秋田市太平中関字家ノ沢21番地
3	永 井 正	秋田市太平中関字寺中157番地
4	嵯 峨 康 一	秋田市広面字樋口84番地10
5	櫻 田 一 人	秋田市太平中関字川原106番地
6	田 中 重 之	秋田市太平中関字下館35番地
7	舟 木 眞一郎	秋田市太平日長崎字井関88番地
8	佐々木 義 宗	秋田市太平日長崎字神田 1 番地 1
9	森 合 武 美	秋田市太平日長崎字日長崎137番地

第4選挙区

No.	当選者氏名	住 所
1	永 井 敬 悦	秋田市太平寺庭字寺庭177番地
2	佐 藤 時 好	秋田市太平黒沢字稲荷43番地
3	佐々木 清 彦	秋田市太平黒沢字館越72番地
4	佐々木 芳 徳	秋田市太平黒沢字野崎76番地 1
5	佐々木 喜 徳	秋田市太平黒沢字野崎136番地
6	鎌 田 治	秋田市太平山谷字上皿見内91番地
7	鈴 木 久 光	秋田市太平山谷字地主42番地
8	鈴 木 一 利	秋田市太平山谷字十三岱135番地
9	小 松 久 志	秋田市太平山谷字野田68番地

秋市選管告示第36号

平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成31年 4月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市第74投票区（東部市民サービスセンター）

新 秋田市土崎港北三丁目 9 番18号

堀 洋 子

旧 秋田市牛島東六丁目 5 番43号

後 藤 真紀子

秋市選管告示第37号

平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成31年 4月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市第101投票区（河辺総合福祉交流センター）

新 秋田市河辺戸島字川苗代22番地

佐々木 秀 則

旧 秋田市河辺和田字和田238番地 2

船 木 美紀子

秋市選管告示第38号

平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成31年 4月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市第 9 投票区（秋田市立牛島小学校）

新 秋田市牛島東六丁目 5 番43号

後 藤 真紀子

旧 秋田市牛島東五丁目 6 番38号

千 田 典 夫

秋市選管告示第39号

平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙において当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の 3 第 2 項の規定により告示する。

平成31年 4月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

No.	届出番号	当 選 者 氏 名	住 所
1	1	工 藤 新 一	秋田市御野場四丁目10番 9 号
2	2	小 松 健	秋田市八橋大沼町15番30号
3	3	武 内 伸 文	秋田市川尻みよし町 5 番26号
4	4	小野寺 誠	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬24番地 6
5	5	藤 枝 隆 博	秋田市新屋大川町16番 1 号
6	6	成 沢 淳 子	秋田市飯島文京町 2 番 3 号
7	7	細 川 信 二	秋田市土崎港中央一丁目15番 7 号
8	11	工 藤 知 彦	秋田市雄和新波字樋口 9 番地 1
9	12	荻 原 貴 幸	秋田市寺内堂ノ沢二丁目10番12号
10	13	川 口 雅 丈	秋田市中通六丁目15番13号
11	15	船 木 純	秋田市土崎港中央七丁目 2 番29号



12	16	武 田 正 子	秋田市桜ガ丘一丁目 8 番地 2
13	17	赤 坂 光 一	秋田市新屋扇町13番 7 号
14	18	熊 谷 重 隆	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地47番地 2
15	19	倉 田 芳 浩	秋田市土崎港中央一丁目12番18号
16	20	鈴 木 知	秋田市保戸野桜町 5 番17-101号
17	21	安 井 正 浩	秋田市泉中央五丁目 1 番 3 - 903号
18	23	藤 田 信	秋田市東通五丁目 2 番10号
19	24	小 林 一 夫	秋田市下浜羽川字二十町73番地
20	25	佐 藤 広 久	秋田市手形字中台59番地99
21	26	小木田 喜美雄	秋田市牛島南二丁目 1 番13号
22	28	渡 辺 正 宏	秋田市山王中園町11番40号
23	30	牧 野 守	秋田市寺内堂ノ沢一丁目 8 番38号 グランモア堂ノ沢 201
24	31	安 井 誠 悦	秋田市中通四丁目 1 番52号 サンハロー秋田駅前406号
25	32	佐 藤 宏 悦	秋田市上北手大戸字関上218番地 1
26	33	伊 藤 一 栄	秋田市四ツ小屋字笹葉 9 番地
27	34	見 上 万里子	秋田市手形山中町10番16号
28	35	後 藤 良	秋田市手形山南町 3 番25号
29	36	伊 藤 巧 一	秋田市雄和種沢字沼田47番地
30	38	石 塚 秀 博	秋田市仁井田字大野143番地 3
31	39	奈 良 順 子	秋田市土崎港中央一丁目 8 番27号
32	40	齊 藤 勝	秋田市外旭川字神田573番地 6
33	41	佐 藤 純 子	秋田市雄和椿川字方福97番地
34	42	菅 原 琢 哉	秋田市飯島鼠田三丁目 5 番19号
35	43	花 田 清 美	秋田市仁井田本町一丁目15番 3 号
36	44	岩 谷 政 良	秋田市八橋本町四丁目 1 番20号

## 選 挙 長 告 示

### 選挙長告示第 1 号

平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第 2 号）第 4 条の 2 の規定により告示する。

平成31年 4月14日

秋田市議会議員一般選挙  
委員長 古 谷 薫

- 1 平成31年 4月14日 午前 8 時30分から正午まで  
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所 5 階 正庁
- 2 平成31年 4月14日 正午から午後 5 時まで  
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所 6 階 選挙管理委員会事務局

### 選挙長告示第 2 号

平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙

会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のとおりとするので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 6 項の規定により告示する。

平成31年 4月14日

秋田市議会議員一般選挙  
選挙長 古 谷 薫

- 1 場所  
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所 6 階 選挙管理委員会事務局
- 2 日時  
平成31年 4月18日 午後 5 時30分から

### 選挙長告示第 3 号

平成31年 4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙につき次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の 4 第11項の規定により告示する。

平成31年 4月14日

秋田市議会議員一般選挙  
選挙長 古 谷 薫

### 秋田市議会議員一般選挙候補者

届出番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名		性別	本 籍 所		生年月日	党派別	職 業	推薦届出者	
		届出の別	氏名		住所	氏名					
1	平成31年 4月14日	工藤 新一 (工藤 新一)	男	秋田市御野場七丁目 1 番	昭和32年 1月 1 日	社 会 民主 党	市議会 議 員				
		本人届出									

2	平成31年 4月14日	こまつ たける (小松 健)	男	秋田市八橋大沼町15番	昭和21年 6月25日	無所属	市議会 議員		
		本人届出		秋田市八橋大沼町15番30号					
3	平成31年 4月14日	のぶみ たけうち 伸文 (武内 伸文)	男	東京都板橋区大原町14番地	昭和47年 1月1日	無所属	市議会 議員		
		本人届出		秋田市川尻みよし町5番26号					
4	平成31年 4月14日	おの 小野寺 まこと (小野寺 誠)	男	秋田市河辺三内字飛沢上段29番地	昭和32年 1月9日	自由 民主党	市議会 議員		
		本人届出		秋田市河辺岩見字萱森留見瀬24番地6					
5	平成31年 4月14日	ふじえだ たかひろ 藤枝 隆博 (藤枝 隆博)	男	秋田市新屋大川町16番	昭和31年 5月30日	無所属	市議会 議員		
		本人届出		秋田市新屋大川町16番1号					
6	平成31年 4月14日	なりさわ 成沢 じゅんこ (成沢 淳子)	女	秋田市飯島文京町2番	昭和27年 10月5日	公明党	団 体 役 員		
		本人届出		秋田市飯島文京町2番3号					
7	平成31年 4月14日	ほそかわ しんじ 細川 信二 (細川 信二)	男	秋田市土崎港中央一丁目149番地2	昭和47年 6月23日	無所属	会 社 役 員		
		本人届出		秋田市土崎港中央一丁目15番7号					
8	平成31年 4月14日	あべ 阿部 よしひと (阿部 義人)	男	秋田市保戸野金砂町2番	昭和57年 10月2日	無所属	自 営 業		
		本人届出		秋田市保戸野金砂町2番48-1号					
9	平成31年 4月14日	ながさわ たかまさ ながさわ 孝政 (長澤 孝政)	男	秋田市寺内鶴ノ木2番地	昭和31年 1月9日	社 会 民主 党	市議会 議員		
		本人届出		秋田市寺内鶴ノ木3番14号					
10	平成31年 4月14日	さいとう とおる さいとう 透 (斎藤 透)	男	秋田市雄和芝野新田寺沢58番地32	昭和35年 4月26日	無所属	農 業		
		本人届出		秋田市雄和芝野新田寺沢58番地32					
11	平成31年 4月14日	くどう 工藤 ともひこ (工藤 知彦)	男	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢89番地	昭和50年 7月12日	無所属	会 社 役 員		
		本人届出		秋田市雄和新波字樋口9番地1					
12	平成31年 4月14日	おぎわら たかゆき おぎわら 貴幸 (荻原 貴幸)	男	秋田市上新城五十丁字大村屋敷201番地	昭和50年 10月5日	無所属	会 社 員		
		本人届出		秋田市寺内堂ノ沢二丁目10番12号					
13	平成31年 4月14日	かわぐち 川口 まさたけ (川口 雅丈)	男	秋田市中通六丁目15番	昭和46年 10月18日	無所属	市議会 議員		
		本人届出		秋田市中通六丁目15番13号					
14	平成31年 4月14日	やや かねよし (谷々 兼慶)	男	秋田市外旭川字梶ノ目91番地6	昭和27年 2月15日	無所属	農 業		
		本人届出		秋田市外旭川字梶ノ目91番地6					
15	平成31年 4月14日	ふなき 純 (船木 純)	男	秋田市土崎港中央七丁目170番地	昭和38年 10月5日	立 憲 民主 党	無 職		
		本人届出		秋田市土崎港中央七丁目2番29号					
16	平成31年 4月14日	たけだ 武田 まさこ (武田 正子)	女	秋田市桜ガ丘一丁目8番地2	昭和31年 9月24日	公明党	法 人 事		
		本人届出		秋田市桜ガ丘一丁目8番地2					
17	平成31年 4月14日	あかさか こういち 赤坂 光一 (赤坂 光一)	男	秋田市新屋扇町281番地1	昭和13年 1月14日	無所属	市議会 議員		
		本人届出		秋田市新屋扇町13番7号					
18	平成31年 4月14日	くまがい しげたか くまがい 重隆 (熊谷 重隆)	男	秋田市河辺北野田高屋字前田19番地1	昭和22年 10月5日	自由 民主 党	市議会 議員		
		本人届出		秋田市河辺北野田高屋字雷谷地47番地2					

19	平成31年 4月14日	くらた 倉田 よしひろ (倉田 芳浩)	男	秋田市土崎港中央一丁目12番	昭和36年 1月18日	無所属	小売業		
		本人届出		秋田市土崎港中央一丁目12番18号					
20	平成31年 4月14日	すずき 鈴木 さとし (鈴木 知)	男	秋田市河辺戸島字本町152番地2	昭和51年 12月12日	日本 共産党	政 党 役 員		
		本人届出		秋田市保戸野桜町5番17-101号					
21	平成31年 4月14日	やすい 安井 まさひろ (安井 正浩)	男	秋田市泉字銀ノ町189番地1	昭和37年 1月1日	無所属	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市泉中央五丁目1番3-903号					
22	平成31年 4月14日	きよたけ かんだ 清武 (神田 清武)	男	秋田市旭南二丁目62番地	昭和33年 9月29日	無所属	無 職		
		本人届出		秋田市大町五丁目6番12号 トーカン マンション大町405号					
23	平成31年 4月14日	ふじた 藤田 まこと (藤田 信)	男	秋田県南秋田郡井川町浜井川字洲崎 145番地	昭和47年 6月2日	国民 民主党	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市東通五丁目2番10号					
24	平成31年 4月14日	こばやし 小林 一夫 (小林 一夫)	男	秋田市下浜羽川字二十町73番地	昭和27年 2月7日	無所属	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市下浜羽川字二十町73番地					
25	平成31年 4月14日	さとう 佐藤 ひろひさ (佐藤 広久)	男	秋田市手形字中台59番地99	昭和27年 11月5日	日本 共産党	政 党 役 員		
		本人届出		秋田市手形字中台59番地99					
26	平成31年 4月14日	こぎた 小木田 きみお (小木田 喜美雄)	男	秋田県大仙市土川字辰ノ口40番地	昭和25年 9月9日	無所属	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市牛島南二丁目1番13号					
27	平成31年 4月14日	たなか 田中 つとむ (田中 勉)	男	秋田市手形田中5番	昭和28年 4月10日	無所属	会 社 員		
		本人届出		秋田市牛島西三丁目1番28号					
28	平成31年 4月14日	わたなべ 渡辺 まさひろ (渡邊 正宏)	男	秋田市川尻町字総社前80番地	昭和31年 1月4日	無所属	会 社 員		
		本人届出		秋田市山王中園町11番40号					
29	平成31年 4月14日	ふじた 藤田 ゆたか (藤田 豊)	男	秋田市旭南二丁目15番地	昭和50年 1月25日	無所属	自 営 業		
		本人届出		秋田市下北手桜字桜谷地16番地1					
30	平成31年 4月14日	まきの 牧野 まもる (牧野 守)	男	秋田県山本郡三種町鹿渡字浜村下35番 地	昭和40年 12月17日	公明党	無 職		
		本人届出		秋田市寺内堂ノ沢一丁目8番38号 グ ランモア堂ノ沢 201					
31	平成31年 4月14日	やすい 安井 せいえつ (安井 誠悦)	男	秋田市山王二丁目343番地6	昭和35年 2月3日	無所属	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市中通四丁目1番52号 サンハロー 秋田駅前406号					
32	平成31年 4月14日	さとう 佐藤 こうえつ (佐藤 宏悦)	男	秋田市上北手大戸字堀ノ内32番地	昭和27年 10月9日	無所属	自 営 業		
		本人届出		秋田市上北手大戸字関上218番地1					
33	平成31年 4月14日	いとう 伊藤 かずえい (伊藤 一榮)	男	秋田市四ツ小屋字笹葉9番地	昭和24年 9月24日	無所属	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市四ツ小屋字笹葉9番地					
34	平成31年 4月14日	みかみ 見上 まり子 (見上 万里子)	女	秋田市手形山中町10番地176	昭和45年 4月2日	無所属	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市手形山中町10番16号					
35	平成31年 4月14日	りょう ごとう 良 (後藤 良)	男	秋田市手形山南町3番	昭和48年 5月9日	無所属	スポー ツ イン スト ラク ター		
		本人届出		秋田市手形山南町3番25号					

36	平成31年 4月14日	伊藤 こういち (伊藤 巧一)	男	秋田市雄和種沢字沼田47番地	昭和35年 8月8日	無所属	農 業		
		本人届出		秋田市雄和種沢字沼田47番地					
37	平成31年 4月14日	杉田 えみ (杉田 愛弥)	女	秋田市八橋三和町184番地1	昭和38年 10月22日	幸 福 実現党	団 体 役 員		
		本人届出		秋田市八橋三和町1番26号					
38	平成31年 4月14日	石塚 ひでひろ (石塚 秀博)	男	秋田市仁井田字大野143番地3	昭和34年 3月2日	公明党	市議会議 員		
		本人届出		秋田市仁井田字大野143番地3					
39	平成31年 4月14日	なら 順子 (奈良 順子)	女	秋田市土崎港中央一丁目405番地	昭和32年 3月7日	日 本 共産党	政 党 役 員		
		本人届出		秋田市土崎港中央一丁目8番27号					
40	平成31年 4月14日	さいとう 勝 (齊藤 勝)	男	秋田市外旭川字神田573番地6	昭和17年 4月4日	無所属	市議会議 員		
		本人届出		秋田市外旭川字神田573番地6					
41	平成31年 4月14日	さとう 純子 (佐藤 純子)	女	秋田市雄和椿川字方福97番地	昭和31年 6月27日	日 本 共産党	政 党 役 員		
		本人届出		秋田市雄和椿川字方福97番地					
42	平成31年 4月14日	すがわら たくや (菅原 琢哉)	男	秋田市飯島鼠田三丁目32番地138	昭和35年 1月2日	自 由 民主党	市議会議 員		
		本人届出		秋田市飯島鼠田三丁目5番19号					
43	平成31年 4月14日	はな た きよみ (花田 清美)	男	秋田県大館市比内町新館字屋布50番地	昭和28年 11月28日	無所属	市議会議 員		
		本人届出		秋田市仁井田本町一丁目15番3号					
44	平成31年 4月14日	いわや 政良 (岩谷 政良)	男	秋田市八橋本町四丁目40番地	昭和24年 1月3日	無所属	市議会議 員		
		本人届出		秋田市八橋本町四丁目1番20号					
45	平成31年 4月14日	みなみ とおる (瀬下 恒雄)	男	秋田市新屋栗田町5番	昭和25年 5月24日	無所属	自営業		
		本人届出		秋田市新屋割山町5番34-2号					
46	平成31年 4月14日	さとう てつじ (佐藤 哲治)	男	秋田市河辺岩見字萱森29番地1	昭和25年 4月12日	国 民 民主党	造園業		
		本人届出		秋田市河辺岩見字萱森29番地1					

## 孫選挙長告示

### 孫選挙長告示第1号

平成31年4月17日執行予定の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成31年4月1日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 鎌 田 正
- 第2選挙区選挙長 鎌 田 諄
- 第3選挙区選挙長 佐々木 貞 助
- 第4選挙区選挙長 利 部 長 栄

#### 1 場所

秋田市太平目長崎字本町26番地1  
秋田市孫左衛門堰土地改良区事務所

#### 2 日時

平成31年4月10日 午前8時30分から午後5時まで  
平成31年4月11日 午前8時30分から午後5時まで

### 孫選挙長告示第2号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項の規定に基づき、平成31年4月17日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙における候補者の届出が次のとおりあったので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年4月12日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 鎌 田 正
- 第2選挙区選挙長 鎌 田 諄
- 第3選挙区選挙長 佐々木 貞 助
- 第4選挙区選挙長 利 部 長 栄



## 第1選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成31年 4月10日	大久保 義 和	男	秋田市広面字赤沼10番地	昭和29年9月5日	農業
2	平成31年 4月10日	石 川 彦 孝	男	秋田市柳田字佐渡端176番地	昭和22年9月15日	農業
3	平成31年 4月10日	立 花 重市郎	男	秋田市柳田字佐渡端233番地	昭和20年2月7日	農業
4	平成31年 4月10日	熊 谷 金 栄	男	秋田市柳田字柳田67番地1	昭和24年9月17日	農業
5	平成31年 4月10日	鎌 田 敏	男	秋田市柳田字柳田41番地	昭和27年11月11日	農業
6	平成31年 4月10日	児 玉 榮 治	男	秋田市広面字赤沼72番地	昭和27年8月20日	農業

## 第2選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成31年 4月10日	鎌 田 文 夫	男	秋田市太平八田字藤ノ崎114番地 鎌田勇 方	昭和32年3月20日	農業
2	平成31年 4月10日	鎌 田 静 敏	男	秋田市太平八田字藤ノ崎5番地	昭和26年4月1日	農業
3	平成31年 4月10日	伊 藤 鑄 一	男	秋田市太平八田字荒巻140番地1	昭和20年6月18日	農業
4	平成31年 4月10日	鎌 田 六 男	男	秋田市太平八田字上八田14番地	昭和23年6月2日	農業
5	平成31年 4月10日	阿 部 稔	男	秋田市太平八田字上八田6番地	昭和22年8月20日	農業
6	平成31年 4月10日	石郷岡 満	男	秋田市太平八田字上八田13番地	昭和22年2月7日	農業
7	平成31年 4月10日	鎌 田 和 雄	男	秋田市太平八田字八田173番地	昭和26年2月10日	農業

## 第3選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成31年 4月10日	永 井 一 芳	男	秋田市太平目長崎字本町78番地	昭和23年1月26日	農業
2	平成31年 4月10日	工 藤 清 美	男	秋田市太平中関字家ノ沢21番地	昭和30年4月26日	会社員
3	平成31年 4月10日	永 井 正	男	秋田市太平中関字寺中157番地	昭和21年8月20日	農業
4	平成31年 4月10日	嵯 峨 康 一	男	秋田市広面字樋口84番地10	昭和29年7月29日	地方公務員
5	平成31年 4月10日	櫻 田 一 人	男	秋田市太平中関字川原106番地	昭和27年2月20日	会社員
6	平成31年 4月10日	田 中 重 之	男	秋田市太平中関字下館35番地	昭和32年12月1日	農業
7	平成31年 4月10日	舟 木 眞一郎	男	秋田市太平目長崎字井関88番地	昭和20年1月14日	農業
8	平成31年 4月10日	佐々木 義 宗	男	秋田市太平目長崎字神田1番地1	昭和20年10月18日	農業

9	平成31年 4月10日	森 合 武 美	男	秋田市太平日長崎字日長崎137番地	昭和36年 8月11日	農業
---	----------------	---------	---	-------------------	-------------	----

第 4 選挙区

受付 番号	届 出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成31年 4月10日	永 井 敬 悦	男	秋田市太平寺庭字寺庭177番地	昭和34年 4月 5日	農業
2	平成31年 4月10日	佐 藤 時 好	男	秋田市太平黒沢字稲荷43番地	昭和27年 6月10日	農業
3	平成31年 4月10日	佐々木 清 彦	男	秋田市太平黒沢字館越72番地	昭和31年 7月26日	農業
4	平成31年 4月10日	佐々木 芳 徳	男	秋田市太平黒沢字野崎76番地 1	昭和22年 3月 8日	農業
5	平成31年 4月10日	佐々木 喜 徳	男	秋田市太平黒沢字野崎136番地	昭和21年11月28日	農業
6	平成31年 4月10日	鎌 田 治	男	秋田市太平山谷字上皿見内91番地	昭和25年12月26日	農業
7	平成31年 4月10日	鈴 木 久 光	男	秋田市太平山谷字地主42番地	昭和19年 4月14日	農業
8	平成31年 4月10日	鈴 木 一 利	男	秋田市太平山谷字十三岱135番地	昭和22年10月 7日	農業
9	平成31年 4月10日	小 松 久 志	男	秋田市太平山谷字野田68番地	昭和27年 9月 5日	自営業

孫選挙長告示第 3 号

平成31年 4月17日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙について、各選挙区で届出のあった候補者が、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成31年 4月12日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙

- 第 1 選挙区選挙長 鎌 田 正
- 第 2 選挙区選挙長 鎌 田 諄
- 第 3 選挙区選挙長 佐々木 貞 助
- 第 4 選挙区選挙長 利 部 長 栄

選挙すべき総代の数

- 第 1 選挙区 6人
- 第 2 選挙区 7人
- 第 3 選挙区 9人
- 第 4 選挙区 9人

孫選挙長告示第 4 号

平成31年 4月17日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成31年 4月12日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙

- 第 1 選挙区選挙長 鎌 田 正
- 第 2 選挙区選挙長 鎌 田 諄
- 第 3 選挙区選挙長 佐々木 貞 助
- 第 4 選挙区選挙長 利 部 長 栄

1 場所

秋田市太平日長崎字本町26番地 1

秋田市孫左衛門堰土地改良区事務所

2 日時

平成31年 4月18日 午後 2時から

農 委 告 示

秋田市農委告示第 4 号

平成31年 4月17日午後 2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成31年 4月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 2 農用地利用集積計画（平成31年度第 1号）に関する件
- 3 平成31年度主要事業計画に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第10号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成31年 4月 5日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
池田組	池 田 孝 輝	秋田市雄和向野字源藤太郎 185番地 1

2 廃止年月日

平成31年 3月31日

秋田市上下水道局告示第11号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成31年 4月 9日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定給水装置工事事業者の指定

事業者名	代表者	所在地
ダン設備	小 林 公 正	能代市扇田字伊勢堂 前53番地 3

2 指定年月日

平成31年 4月 5日

秋田市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成31年 4月22日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定給水装置工事事業者の指定

事業者名	代表者	所在地
Y s 冷暖	齋 藤 雄 治	秋田市浜田字後谷地84番地

2 指定年月日

平成31年 4月18日

秋田市上下水道局告示第13号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成31年 4月22日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事業者の指定

業者名	代表者	所在地
Y s 冷暖	齋 藤 雄 治	秋田市浜田字後谷地84番地

2 指定年月日

平成31年 4月18日

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する平成31年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接種の方法と回数
ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎 破傷風 第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎および破傷風について同時に行う場合は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（4種混合ワクチン）を使用し、初回接種については20日以上の間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上の間隔を置いて1回、それぞれ皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。 (2) ジフテリア、百日せきおよび破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（3種混合ワクチン）を使用し、20日以上の間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上の間隔を置いて1回、それぞれ皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。 (3) 不活化ポリオワクチンの予防接種は、(1)と同じ接種方法および回数とする。
ジフテリア 破傷風 第2期	11歳以上13歳未満の者	沈降ジフテリア破傷風混合トキシノイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.1ミリリットルとする。
麻しん	生後12月から生後	乾燥弱毒生麻しん風しん混

風しん 第1期	24月に至るまでの間にある者	合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。			に接種開始する場合 ア 初回接種については27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて2回接種。 2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、超えた場合は行わないこと（追加接種は接種可能。初回接種の最後の接種終了後27日以上、医師が必要と認めた場合は20日以上の間隔をおいて1回接種。）。 イ 追加接種は初回接種の最後の接種終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をおいて1回接種すること。
麻しん 風しん 第2期	5歳以上7歳未満の者（小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者）	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。			(3) 生後12月に至った日の翌日から生後60月に至るまでに接種開始する場合 接種は1回とする。 (4) (1)から(3)までのワクチンは、いずれも乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし皮下に注射する。
日本脳炎 第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを、初回接種については6日以上の間隔をおいて2回接種し、追加接種については2回目の接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下に注射する。接種量は毎回0.5ミリリットルとする（3歳未満の者にあつては、接種量を0.25ミリリットルとする。）。			
日本脳炎 第2期	9歳以上13歳未満の者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。			
結核 (BCG)	1歳に至るまでの間にある者	経皮接種用乾燥BCGワクチンを上腕外側の中央部に滴下し、管針により1回行うものとし、2箇所接種とする。			
Hib感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	(1) 生後2月から生後7月に至るまでに接種開始する場合（標準的接種方法） ア 初回接種については27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて3回接種。2回目、3回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、超えた場合は行わないこと（追加接種は接種可能。初回接種の最後の接種終了後27日以上、医師が必要と認めた場合は20日以上の間隔をおいて1回接種。）。 イ 追加接種は、初回接種の最後の接種終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をおいて1回接種すること。 (2) 生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまで	小児の肺炎 球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	(1) 生後2月から生後7月に至るまでに接種開始する場合（標準的接種方法） ア 初回接種は、標準的には生後12月までに27日以上の間隔で3回接種。ただし、初回2回目、3回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。また、初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、超えた場合は初回3回目の接種は行わないこと（追加接種は実施可能。）。 イ 追加接種は初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種。標準的には生後15月に至るまでの間に行う。 ウ アおよびイの接種回数は、計4回までとする。



		<p>(2) 生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでに接種開始する場合</p> <p>ア 初回接種は、標準的には生後12月までに27日以上の間隔で2回接種。ただし、初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能。）。</p> <p>イ 追加接種は、生後12月に至った日以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、1回接種すること。</p> <p>ウ アおよびイの接種回数は、計3回までとする。</p> <p>(3) 生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでに接種開始する場合</p> <p>60日以上の間隔をおいて2回までの接種とする。</p> <p>(4) 生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでに接種開始する場合</p> <p>1回までの接種とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までのワクチンは、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし、皮下に注射する。</p>		<p>とることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の接種から3月以上の間隔をおいて1回行う。接種量は、毎回0.5ミリリットルとし、筋肉内に注射する。</p>
	<p>ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）</p> <p>12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子</p>	<p>(1) 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、1月の間隔をおいて2回接種した後、初回1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行う。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から5月以上、かつ2回目の接種から2月半以上の間隔をおいて1回行う。接種量は毎回0.5ミリリットルとし筋肉内に注射する。</p> <p>(2) 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、2月の間隔をおいて2回行った後、初回1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行う。ただし、当該方法を</p>	<p>水痘</p> <p>生後12月から生後36月に至るまでの間にある者</p> <p>B型肝炎</p> <p>1歳に至るまでの間にある者</p> <p>インフルエンザ</p> <p>(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい</p>	<p>乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、1回目の接種を行い、2回目は、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて接種するものとする。接種量は、毎回0.5ミリリットルとし、皮下に注射する。</p> <p>組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔をおいて2回皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.25ミリリットルとする。</p> <p>インフルエンザの定期予防接種はインフルエンザHAワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。</p> <p>高齢者の肺炎球菌感染症</p> <p>(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日</p>

	常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（身体障害者手帳1級所持者）
--	--------------------------------------

2 予防接種を実施する期日等

(1) 期日

ア インフルエンザ

平成31年10月1日から平成32年2月28日までの間で各受託医療機関が定める実施日

イ ア以外の予防接種

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日

(2) 医師および場所

別表（省略）のとおり

3 予防接種の対象者から除かれる者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(5) 麻しんおよび風しんに係る予防接種にあっては、妊娠していることが明らかな者

(6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

(7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者

(8) インフルエンザの予防接種にあっては、インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者およびインフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱や全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者

(9) 高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の対象者にあつては、すでに23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種したことがある者

(10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 予防接種を受けるに際して医師と相談が必要な者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 過去にけいれんの既往のある者

(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(6) 結核の予防接種にあっては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

5 各予防接種における個別の留意事項

(1) 日本脳炎

ア 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）附則第4条の規定に基づく特例の対象者は、平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者であつて、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者（生後6月から90月まで又は9歳以上13歳未満にある者）とする。

(ア) 実施規則附則第4条第1項関係

残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて2回接種する。第2期接種は、第1期終了後6日以上の間隔をおくこと。

(イ) 実施規則附則第4条第1項関係

残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1回接種すること。なお、すでに接種済みの2回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。

(ウ) 実施規則附則第4条第2項関係

日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については2回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種する。

イ 実施規則附則第5条の規定に基づく特例の対象者は、平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者であつて、20歳未満にある者（平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者）とする。

(ア) 実施規則附則第5条第1項関係

残り3回の予防接種を行う場合（第1期の初回接種を1回受けた者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより6日以上の間隔をおいて残り2回の第1期接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(イ) 実施規則附則第5条第1項関係

残り2回の予防接種を行う場合（第1期初回接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより6日以上の間隔をおいて第1期追加接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(ウ) 実施規則附則第5条第1項関係

残り1回の予防接種を行う場合（第1期の予防接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第2期接種として、9歳以上の者に対し、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(エ) 実施規則附則第5条第2項から第5項まで関係

予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第1期の初回接種として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種する。第2期接種は、9歳以上の者に対して第1期終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種する。

(2) ヒトパピローマウイルス感染症

ヒトパピローマウイルス感染症の定期予防接種の対応については、当面の間、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成25年6月14日付健発0614

第1号厚生労働省健康局長通知)のとおりとする。

次に掲げる者については、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合があるため、予診に当たっては、これらの者の接種について慎重な判断が行われるよう留意すること。

- ア 外傷等を契機として、原因不明の疼痛が続いたことがある者
- イ 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことのある者

(3) 水痘

平成26年10月1日より前の接種の取扱い

ア 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔をおいて、乾燥弱毒生水痘ワクチンを2回接種した生後12月から生後36月に至るまでの間にある者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。

イ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種した者は、すでに当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。

ウ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に2回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、すでに当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。この場合においては、生後12月以降の初めての接種から3月以上の間隔をおいて1回の接種を行うこと。

(4) 高齢者の肺炎球菌感染症

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者(平成31年度にあっては、100歳以上の者を含む。)を加え、接種の対象者とする。

6 予防接種料金

- (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘およびB型肝炎の各定期予防接種  
無料

(2) インフルエンザ

各医療機関が設定する接種料金から委託料2,537円を差し引いた額、非課税世帯に属する者は、委託料3,137円を差し引いた額とする。

ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている者は無料とする。

(3) 高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種

各医療機関が設定する接種料金から平成31年4月1日から同年9月30日までは委託料4,915円、同年10月1日から平成32年3月31日までは5,072円を上限とし差し引いた額、非課税世帯に属する者は、各医療機関が設定する接種料金から平成31年4月1日から同年9月30日までは5,915円、同年10月1日から平成32年3月31日までは6,072円を上限とし差し引いた額とする。

ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている者は無料とする。

秋田市公告

秋田県知事から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に関する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月5日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

- 秋田都市計画道路 3・3・4号 横山金足線
- 秋田都市計画道路 3・4・12号 御所野追分線
- 秋田都市計画道路 3・6・13号 大浜上新城線
- 秋田都市計画道路 3・4・16号 秋田港北線
- 秋田都市計画道路 3・3・56号 外旭川上新城線

2 都市計画を変更した土地の区域

秋田市土崎港相染町字浜ナシ山、飯島古道下川端、飯島砂田、飯島穀丁大谷地、飯島穀丁、飯島字古道、飯島川端一丁目、飯島川端二丁目、飯島道東一丁目、飯島道東二丁目、飯島道東三丁目、飯島字天ノ袋、飯島鼠田一丁目、飯島鼠田二丁目、飯島鼠田三丁目、飯島鼠田四丁目、飯島字前田表、飯島字葉師田、飯島字飯岡前谷地、飯島字左貫、飯島緑丘町、下新城岩城字源内沢、下新城岩城字金光畑、下新城岩城字大沢、下新城岩城字鳥越、下新城岩城字天池、下新城岩城字明通、下新城字糠塚、上新城中字片野および上新城中字南波掛の一部

3 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年4月8日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地  
協同組合秋田市民市場 理事長 進 藤 政 弘  
秋田市中通四丁目7番35号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称  
協同組合秋田市民市場  
所在地  
秋田市中通四丁目7番35号
- (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 変更前 協同組合秋田市民市場  
理事長 川 村 忠  
秋田市中通四丁目7番35号
- 変更後 協同組合秋田市民市場  
理事長 進 藤 政 弘  
秋田市中通四丁目7番35号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称



- および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日
    - ア 平成25年5月27日
    - イ 平成30年6月1日
  - (5) 変更理由
    - ア 役員改選によるもの
    - イ 退店および新店舗入店によるもの
- 2 届出年月日  
平成31年3月25日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課
  - (2) 縦覧期間 平成31年4月8日から令和元年8月8日まで  
(土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。)

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年4月8日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地  
協同組合秋田市民市場 理事長 進 藤 政 弘  
秋田市中通四丁目7番35号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称  
協同組合秋田市民市場  
所在地  
秋田市中通四丁目7番35号
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 駐車場の位置及び収容台数
  - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

- (4) 変更年月日  
平成31年4月1日
- (5) 変更理由  
大型車駐車スペースの確保および駐車場運営の効率化を図るため

2 届出年月日

平成31年3月25日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間 平成31年4月8日から令和元年8月8日まで  
(土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。)

秋田市公告

第7次秋田市総合都市計画等策定業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成31年4月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 業務概要
  - (1) 業務名  
第7次秋田市総合都市計画等策定業務委託
  - (2) 業務内容  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく都市計画マスタープランおよび国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定に基づく市町村計画の策定業務を委託するものである。
  - (3) 業務期間  
契約締結日から令和3年3月26日まで
  - (4) 業務規模  
本業務の業務規模は、27,555,000円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。  
(内訳)平成31年度 計 8,646,000円  
令和2年度 計18,909,000円
- 2 参加資格  
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 秋田市測量・建設コンサルタント等登録業者で、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、「都市計画及び地方計画」の部門に登録されていること。
  - (3) 過去に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく都市計画マスタープラン、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に基づく立地適正化計画又は国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定に基づく市町村計画策定に関する業務委託契約を複数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
  - (4) 国および本市を含む地方公共団体から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (6) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある法人等でないこと。
- 3 手続等
  - (1) 実施要領の交付
    - ア 交付期間  
平成31年4月22日（月）から令和元年5月13日（月）まで
    - イ 交付方法  
実施要領は、都市計画課ホームページからの入手を原則とする。  
(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/sonota-nyusatsu-keiyaku/1020236.html>) また、希望者には都市計画課においても直接交付する（直接交付は、土曜日および日曜日を除く平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）。)
  - (2) 参加表明書の提出



- ア 提出期限  
令和元年5月13日（月）午後5時
- イ 提出場所  
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部都市計画課  
電話番号 018-888-5764  
ファクス 018-888-5763  
E-mail ro-urim@city.akita.lg.jp

ウ 提出方法  
持参（ただし行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限  
令和元年5月31日（金）午後5時
- イ 提出場所  
3(2)イに同じ
- ウ 提出方法  
3(2)ウに同じ

4 審査等

- (1) 参加表明書を提出した者のうちから、第7次秋田市総合都市計画等策定業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。
- (2) 企画提案書を提出した者のうちから、審査委員会において企画提案書およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本業務委託における受託予定者を特定する。
- 5 その他
  - (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
  - (2) 提出された書類等は、返却しない。
  - (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
  - (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
  - (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
  - (6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し使用することができるものとする。
  - (7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
  - (8) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成31年度第1号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類  
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階  
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定に基づき、公告する。

平成31年4月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 土地区画整理事業の名称  
秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
秋田市
- 3 施行地区  
秋田市手形字十七流、同手形字蛇野、同手形字西谷地、同手形字中谷地、同手形字山崎、同広面字屋敷田、同手形新栄町、同千秋城下町および同中通七丁目の各一部
- 4 事業施行期間  
自 平成6年3月1日  
至 令和18年3月31日（清算期間5か年を含む。）
- 5 事務所の所在地  
秋田市手形字山崎44番地3
- 6 事業計画決定の年月日  
平成6年3月1日
- 7 事業計画の変更の年月日  
平成31年4月26日

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業の事業計画（第四回変更）において定める施行地区および設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、公告する。

平成31年4月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間  
平成31年4月26日から土地区画整理法第103条第4項に規定する換地処分公告の日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部都市総務課  
秋田市手形字山崎44番地3  
秋田市都市整備部秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

**秋田市公告**

秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定に基づき、公告する。

平成31年4月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 土地区画整理事業の名称  
秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
秋田市
- 3 施行地区  
秋田市千秋久保田町、同千秋城下町、同中通七丁目、同手形堀反町および同櫛山字長沼の各一部
- 4 事業施行期間  
自 平成6年7月21日  
至 令和16年3月31日（清算期間5か年を含む。）
- 5 事務所の所在地  
秋田市手形字山崎44番地3
- 6 事業計画決定の年月日  
平成6年7月21日
- 7 事業計画の変更の年月日  
平成31年4月26日

**秋田市公告**

秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業の事業計画（第五回変更）において定める施行地区および設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、公告する。

平成31年4月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間  
平成31年4月26日から土地区画整理法第103条第4項に規定する換地処分公告の日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部都市総務課  
秋田市手形字山崎44番地3  
秋田市都市整備部秋田駅東地区土地区画整理工事事務所